

■ 2026年7月10日 参議院本会議可決・成立

令和8年改正個人情報保護法

「入口を開け、出口を強くする」— 定義・特例から執行・課徴金までの全体像と実務対応
国会審議・政府答弁・衆参附帯決議（各14項目）を踏まえて

弁護士法人三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

2026年7月

※本資料は令和8年7月10日成立の改正法に基づく（条番号は成立法による。公布日・法律番号は未確定、施行は一部を除き公布日から2年以内の政令指定日）。

本資料の構成

章	内容
第1章	改正総論 — 「入口を開け、出口を強くする」 大型改正の全体像
第2章	連絡可能個人関連情報（2条8項・31条の2）
第3章	統計作成等の規律（2条13項・30条の2・31条の3） — AI・データ利活用
第4章	特定生体個人情報（16条5項・21条の2・27条2項・35条7項8項）
第5章	本人同意の例外の見直しと第三者提供の新たな例外
第6章	委託を受けた事業者の規律（30条の3・58条の2）
第7章	16歳未満の者の保護（35条9項10項・40条の2・58条の3）
第8章	漏えい等本人通知・オプトアウト制度の見直し（26条2項・27条7項8項）
第9章	命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化（148条以下・176条以下）
第10章	国会審議の総括・衆参附帯決議（各14項目） ※各章にも審議内容を織込み
第11章	附則・施行スケジュール・実務対応 / 確認テスト

★POINT

第2～6章が「入口」、第8・9章が「出口」。国会審議の論点・政府答弁は各章に織り込み、第10章で総括する。

PART

1

令和8年改正の全体像

2026年4月7日閣議決定法案 — 「入口を開け、出口を強くする」大型改正

改正の経緯と現在地

いわゆる「3年ごと見直し」（令和2年改正法附則10条）の集大成

- 令和5年11月以降の検討 → 令和6年6月の中間整理 → 令和6年12月25日の検討会報告書 → 令和8年1月9日の制度改正方針 → 法案提出。

立法スケジュール

- 2026年4月7日 閣議決定・国会提出（「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」）。
- 2026年5月21日 衆議院特別委員会で可決（附帯決議14項目）。同年6月以降、参議院で審議、2026年7月10日 参議院で可決・成立（第10章）。
- 段階施行：原則は公布後2年以内、罰則関係等の一部は公布後6か月で先行施行。
- 個別論点の修正ではなく、定義から執行までを通貫して見直す改正。対象法令は個人情報法・番号法・次世代医療基盤法に及ぶ。
- 本資料の改正条番号は法案上のものであり、成立過程で変動し得る。

★POINT

成立・公布前でも施行猶予は長くない。法案段階から先行的に点検する。

改正の背景 — 利活用ニーズと侵害リスクの双方

① データ利活用ニーズの高まり

- AI開発・データ分析・統計処理・医療研究等で、個人情報を含むデータの利活用需要が急増。
- 大量データの解析や横断的利用について、現行法では整理が十分でない領域が拡大。
- →「統計作成等」（2条13項）という新概念を法定し、利活用の制度的受け皿を設ける。

② 権利利益侵害リスクの高まり

- 違法取得・名簿流通・不適切な第三者提供事案が継続発生。
- 本人が認識しにくい生体情報（特に顔特徴データ）の収集が進展。
- 子ども情報の過剰利用・依存誘発。電話番号・メールアドレスを用いた詐欺・勧誘・ストーカー的接触の拡大。

★POINT

利活用拡大と並行して、侵害リスクも高度化している。

改正の基本思想 — 「入口を開け、出口を強くする」

入口（利活用ルート of 整備）

- 統計作成等の特例・公開要配慮個人情報の取得特例・本人同意例外の整理により、使えるデータは使えるようにする。

出口（規律・制裁の強化）

- 停止請求・命令・課徴金・罰則の強化により、逸脱や悪質利用には重い責任を課す。

実体規律と執行の一体化

- 新義務や特例の追加にとどまらず、本人通知命令・公表命令（148条）、課徴金（148条の3～17）、罰則引上げ（176・178～180・186条）まで強化。
- 違反時の経済的不利益とレピュテーションリスクが大きくなる。
- 単純な規制緩和でも強化でもなく、両方向の見直しを組み合わせた改正。今後は個人情報を「経済的リスク」としても扱う必要がある。

★POINT

利活用の特例設置と、透明性・用途限定・本人関与・制裁強化を同時に進める。

改正の全体像 — 「入口を開け、出口を強くする」

利活用拡大 + 規律強化（セット）

入口：利活用ルートの整備

- 統計作成等の特例（2条13項・30条の2）
- 公開要配慮個人情報の取得特例
- 本人同意の例外の整理（相当の理由 等）
- 連絡可能個人関連情報の明確化

出口：規律・制裁の強化

- 特定生体個人情報の特則
- 委託先の直接義務（30条の3）
- 漏えい通知の見直し・オプトアウト引締め
- 命令の再設計・課徴金・罰則の強化

★POINT

利活用を広げる「入口」と、逸脱を抑える「出口」を同時に設計するのが令和8年改正の核。

改正法案の全体構造（条番号の再編）

領域	主な改正・新設条文
定義の拡張	連絡可能個人関連情報（2条8項）／統計作成等（2条13項）／特定生体個人情報（16条5項）
義務規定の拡張	21条の2・30条の2・30条の3・31条の2・31条の3・35条7～10項・40条の2・58条の2・58条の3 等
匿名加工情報関係	43条～46条の2の拡張
監督・監視	報告・措置命令・課徴金・雑則を4目構成へ再編（148条以下）
罰則章	176条・178条～180条・186条の拡張・再配置

★POINT

条番号の再編自体が、定義・義務・執行・制裁を組み直す構造改正であることを示す。

本資料で扱う令和8年改正の6本柱 + α

改正項目	本資料での扱い
連絡可能個人関連情報（接触可能性への着目）	第2章
統計作成等の規律（AI・データ利活用の受け皿）	第3章
特定生体個人情報（顔特徴データ等の保護）	第4章
本人同意の例外・第三者提供の新たな例外	第5章
委託を受けた事業者の規律（クラウド・AI受託）	第6章
16歳未満の者の保護	第7章
漏えい等本人通知・オプトアウトの見直し	第8章
命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化	第9章
国会審議の総括・衆参附帯決議（各14項目）	第10章
附則・施行スケジュール・実務対応	第11章

★POINT

国会審議の論点・政府答弁は各章の中で扱い、第10章で総括と附帯決議を整理する。

審議の枠組みと現在地

付託委員会

- 衆議院：地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会。
- 参議院：デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会。

現在地

- 2026年4月7日 閣議決定・国会提出（個情法・番号法・次世代医療基盤法にわたる大型改正）。
- 2026年5月21日 衆議院特別委員会で討論・採決。起立多数で可決。附帯決議14項目（5派共同提案）。
- 2026年6月17日 参議院で趣旨説明、6月19日 参考人質疑、6月24日・7月8日 特別委員会で採決前質疑。7月10日 参議院で可決・成立、7月14日 公布について閣議決定。
- 本資料の改正条番号は法案上のものであり、成立過程で変動し得る。

★POINT

審議の中心は、一貫して「統計作成等特例と医療情報の扱い」であった。

審議の経過 — 両院特別委員会

時期	院	内容
2026/4/7	—	閣議決定・国会提出
2026/5/12	衆院	政府質疑。統計作成等特例の射程（非公開の氏名入り病歴等を同意なく取得・提供できるか）を政府が正面から認める答弁
2026/5/14	衆院	参考人質疑（利活用推進の立場と保護に慎重な立場の対立軸が明確化）
2026/5/21	衆院	討論・採決。起立多数で可決。個人情報保護法案に附帯決議14項目
2026/6/17	参院	趣旨説明。大臣・副大臣・政府参考人への質疑（統計作成等特例・顔特徴データ・課徴金・プロファイリング）
2026/6/19	参院	参考人質疑（4名。統計作成等特例・医療データ・プロファイリング・提供元／提供先の責任分担）
2026/6/24	参院	採決前質疑
2026/7/8	参院	特別委員会で採決前質疑
2026/7/10	参院	本会議で可決・成立
2026/7/14	—	公布について閣議決定

★POINT

衆議院は「入口」、参議院は「技術的担保と出口」に力点が置かれた。

各会派の立場（衆議院）

会派	立場	主たる論拠
自民・維新・国民民主・チームみらい	賛成（附帯決議14項目を共同提案）	データ利活用の推進に理解を示しつつ、規則・ガイドラインの整備と執行の実効性を要求
中道改革連合	個人情報保護法案に反対（デジタル行政推進法等改正案には賛成）	統計作成等特例による要配慮個人情報（特に医療情報）の本人同意なし提供に強い懸念
参政党	両案に反対	デジタル主権・経済安全保障の観点

★POINT

「利活用の推進」と「要配慮個人情報の保護」の対立軸が、そのまま賛否の分かれ目となった。

審議の対立軸 — 参考人質疑にみる推進論と慎重論

利活用推進の立場の参考人

- 日本には分野横断的なデータ利活用の作用法が未整備であり、本法案は「最初の重要な一歩」である。
- 入口（同意取得）で止めるのではなく、誰が・何の目的で・どのような形で使うかを出口で規制すべきである。
- AI競争力の源泉はデータ品質にある。医療・損害保険等に眠る現場データを安全に使えることが国際競争力に直結する。
- PETs・アクセス管理・ガバナンスでリスクを制御しながら使う（リスクベース規制）。

保護に慎重な立場の参考人

- 基盤モデルの学習は匿名化のプロセスではない。学習用データが個人情報であれば、モデルが自動的に個人情報でなくなるわけではない。
- 本人同意なく氏名・住所・病歴等を渡すのであれば、提供前の匿名化・仮名化、提供先のガバナンス能力の確認、オプトアウト機会、プロファイリング規制、課徴金強化、団体訴訟が必要である。
- 本資料では、委員・参考人の氏名は記載せず、会派・院・立場のみを示す。

★POINT

「利活用の推進」自体に正面から反対する会派はない。争点は、要配慮個人情報にどこまで歯止めをかけるか。

参議院審議の力点 ― 入口・技術的担保・出口

① 入口の拡大への懸念

- 本人同意なしに、要配慮個人情報や顔特徴データ、監視カメラ映像等がAI開発に使われ得るのではないか。防衛・治安維持に係る情報、警察庁保有情報、Nシステム等が明示的に除外されていない点も問題視された。

② 技術的担保の弱さ

- AIモデルからの完全消去や再識別リスクの検証が困難であるにもかかわらず、事前審査・第三者監査の制度を設けないことが問題視された。

③ 出口規制の不足

- 統計作成やAI開発そのものより、作成されたAI・分析結果を、個人の採用・与信・取引排除・差別的処遇に用いる場面をどう規律するかが、本質的論点として浮上した。

④ 実務運用の明確化

- 政府側も、ガイドライン・具体例・チェックリスト・相談窓口・安全管理措置の技術例示によって、事業者の予見可能性を高める必要性を認めている。
- 委員会の所管大臣とデジタル担当大臣の兼務（「ブレーキとアクセル」）について、独立性・中立性への懸念も示された。

★POINT

衆議院は「誰にどこまで渡るのか」、参議院は「渡した後どう使われるのか」を問うた。

PART

2

連絡可能個人関連情報

保護法益を「識別」から「接触・働きかけ」へ拡張する新類型（2条8項・31条の2）

出発点 — 現行の個人関連情報（2条7項・31条）

- 個人関連情報＝生存する個人に関する情報で、個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（令和2年改正・2022年4月施行）。
 - 例：性別・年齢・職業等の属性、ウェブ閲覧履歴、位置情報、Cookie・広告ID等の行動履歴。

現行31条の規律

- 提供先がこれを個人データとして取得することが想定される場合、提供元は本人同意の確認等が必要。

現行法の限界

- 第31条は主として「提供先で個人データとして取得される場合」を捉える規律。
- 特定個人に連絡・接触・到達できる類型そのものを正面から規律する構造ではなかった。
- 電話番号・メールアドレス等が直ちに個人情報に当たらないと整理されると「比較的自由」と理解されがちだった。

★POINT

改正の「連絡可能個人関連情報」は、この個人関連情報の中から危険な類型を切り出す。

定義（2条8項） — 5つの記述等

- 「特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用できる記述等」を含む個人関連情報をいう。

対象となる記述等

- ① 住所等（1号）：住居・勤務先その他特定個人が所在し又は所在していた場所の所在地。郵便・信書便・電報の送達又は訪問に利用できるものに限る。
- ② 電話番号（2号）：電話又はFAX送信に利用できるものに限る。
- ③ 電子メールアドレス（3号）：電子メール送信に利用できるものに限る。
- ④ 電気通信設備の利用者等を識別する符号（4号）：電気通信を利用した情報伝達に利用できるもの（オンライン識別子等）。
- ⑤ その他委員会規則で定める記述等（5号）。
- これらが直接含まれていなくても、他の情報と容易に照合してこれらを特定できるものも対象に含まれる。

★POINT

識別可能性ではなく、接触可能性（連絡先を割り出せるか）に着目した定義。

定義のポイント ― 識別から接触への転換

- 「個人情報」ではなく「個人関連情報」の一類型として置かれる。直ちに個人情報と同じ規律を全面適用するのではなく、危険性の高いものを切り出す構造。

危険性の中心は、識別そのものではなく、接触・勧誘・送信・訪問・追跡の導線になること

- 住所：郵送・信書便・電報・訪問により現実世界で本人に接触する導線。
- 電話番号：詐欺・勧誘・取立て・嫌がらせの導線。
- メールアドレス：電子的勧誘・なりすまし接触の導線。

「電気通信設備を識別する符号」（4号）の意味

- デジタル時代の「連絡先」概念を取り込む規定。Cookie・広告ID・端末識別子・アカウント識別子等も「個人情報ではないから自由」とは整理しにくくなる（範囲は委員会規則・解釈に依存）。

★POINT

問題は情報単体のセンシティブ性ではなく、本人に到達できること自体である。

適用される規律の整理

規律	内容
現行31条（前提）	提供先で個人データとして取得が想定される場合の本人同意確認等。連絡可能個人関連情報にもまず前提としてわかり得る
改正31条の2（不適正利用の禁止）	違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による利用を禁止
改正31条の2（不正取得の禁止）	偽りその他不正の手段による取得を禁止
改正31条の3（統計作成等の提供特例）	第三者が統計作成等を行う目的で必要な場合の提供ルート（第3章参照）
監督・執行	勧告・命令（148条）／違反補助者への要請（148条の2）の対象となり得る

★POINT

現行31条に加えて、改正31条の2・31条の3が上乗せされると整理すると分かりやすい。

直ちには及ばない規律 ／ 法的意味

そのままでは直ちに及ばない規律（個人情報・個人データ向けの規律）

- 利用目的規制（17・18条）／要配慮個人情報の取得規制（20条2項）／漏えい等報告・本人通知（26条）。
- 第三者提供・オプトアウト（27～29条）／保有個人データの開示・訂正・利用停止等（33～40条）。
- → まずは個人関連情報としての位置付けを前提に、31条の2を中核に整理するのが基本。

法的意味 — 保護法益の拡張

- 実際の被害は、個人が識別されること自体よりも、詐欺・違法勧誘・送客・つきまとい等の接触行為から生じることが多い。
- 改正法は「個人に連絡できる情報」それ自体を危険な情報類型として法定したと評価できる。

★POINT

保護法益を「識別」から「接触・働きかけ」へ拡張する役割を持つ。

実務上の影響

営業リスト・見込み客リスト

- 電話番号・メールアドレス・所在地等を含むリストを「個人情報ではない」として自由に取得・利用・提供する整理がしにくくなる。

送客ビジネス・名簿流通

- 連絡先で第三者が本人に接触できるようにするビジネスは、違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがないかを強く問われる。

スクレイピング・外部取得データ

- 公開情報からの収集でも、特定個人への連絡・伝達に使えるものは、利用・取得の適法性を慎重に検討。

オンライン識別子・デジタル広告／契約・社内ルール

- Cookie・広告ID等も今後の委員会規則次第で射程に。データ購入契約・送客契約・マージン委託契約・プラポリ・営業部門ルールの見直しが必要。

★POINT

「連絡先だから軽い情報」ではなく「本人に到達できるから危険性が高い情報」として管理する。

「他の情報と容易に照合できるもの」の意味（2条8項後段）

条文の構造

- 1号～5号の記述等が「直接含まれる」場合だけでなく、他の情報と容易に照合することができ、それによりこれらの記述等を特定することができるものも対象に含まれる。

実務上の含意

- 形式的に住所・電話番号・メールアドレスそのものが記載されていなくても、社内の他のデータベースと突合すればすぐに連絡先を割り出せる情報は、対象となり得る。
- 会員ID・端末ID・ハッシュ化した連絡先等でも、変換表や突合可能な台帳を保有していれば「連絡先を含まないデータ」という整理は成り立ちにくい。
- 容易照合性は事業者ごとに相対的に判断される（2条1項1号と同じ発想）。自社の保有情報を前提とした判断が必要。
- 「ハッシュ化したから対象外」「IDだけだから対象外」という整理は、変換表・突合可能性を検証しないまま用いることはできない。

★POINT

「連絡先を持っているか」ではなく「連絡先に到達できるか」で判断する。

生成AI・デジタルマーケティングへの影響

利用段階（主たる論点）

- 生成AIによる営業リスト補強・自動営業文面生成・送客DB分析・勧誘スクリプト生成は、31条の2の不適正利用（違法・不当な行為の助長・誘発）に触れ得る。
- 「断りにくい相手」「心理的に脆弱な相手」を抽出して接触する設計は、利用態様として問題となりやすい。

開発段階（波及する論点）

- ウェブクロールによる学習データに、電話番号・メールアドレス・所在地が大量に混入し得る。
- 公開情報からの取得でも、アクセス制御の潜脱・利用規約違反の自動取得・なりすまし登録等の取得態様は「偽りその他不正の手段」に当たり得る（31条の2）。

★POINT

「個人情報でないから自由」という前提に立つ営業データ運用は、31条の2により正面から規律される。

国会審議での議論 ― 連絡可能個人関連情報

参考人（保護に慎重な立場）の指摘

- 郵便を配達できる住所等は、そもそも「個人関連情報」ではなく「個人情報」として整理すべきではないか。
- 不適正利用・不正取得の禁止（31条の2）だけでなく、漏えい防止等の個人情報規律を課することが立法課題である。

政府の整理

- 個人情報該当性は容易照合性を含めて判断される。連絡可能個人関連情報は、個人関連情報のうち特に危険性の高い類型を切り出したものである。
- 提供先で個人データとして取得されることが想定される場合には、現行31条の確認義務が引き続きかかる。

実務上の含意

- 「個人情報ではない」ことを理由に連絡先データを自由に流通させる整理は、立法・解釈の両面から狭まっている。
- 営業リスト・送客DB・名簿購入は、個人情報に準ずるものとして管理する運用が安全側である。

★POINT

審議では「個人情報として扱うべきだ」との指摘まで出た。連絡先データの取扱い是一段引き上げる。

PART

3

統計作成等の規律（AI・データ利活用）

利活用面の中心概念 — 入口の特例と出口の拘束を一体で設計（2条13項・30条の2・31条の3）

現行法の状況 — 統計とAI学習の不透明さ

統計データ作成のグレーゾーン

- 個人に戻らない集計的な統計情報の作成自体は中心規制の外側で整理されやすかったが、その外延・AI学習・第三者提供の整理は条文上不明確だった。

生成AI学習の法的不透明さ

- 大規模言語モデルの事前学習が現行法上の「利用」に当たるか、学習済みモデルが「個人データの保有」に当たるかが明確でなかった。
- → 開発事業者は大量データの取得・利用について法的リスクの不透明さを抱えていた。
- 制度改正方針でも、AI・デジタル活用に対応した適正なデータ利活用ルール必要性が示されている。

★POINT

AI学習のような大量データ解析の法的位置付けが不明確なまま事業が進んでいた。

共通の出発点 — 「提供元基準」

第三者提供の該当性は「提供元の保有情報を基礎」に判断する（提供元基準）

- 容易照合性（2条1項1号）は事業者ごとに相対的に判断。提供元が自社DB（会員ID・取引履歴等）と容易に照合できれば、提供データは提供元にとって「個人データ」。
- 提供先（集計事業者等）が照合先を持たず単体で識別できなくても、提供元基準でなお個人データの第三者提供に当たり得る。

実務上の含意

- マスキング済み・仮ID化済みでも、提供元で容易照合できる限り27条の規律が及ぶ（現行・改正に共通）。
- 「個人を特定できない形で渡すから自由」という整理は危険。まず提供元基準で第三者提供該当性を検討する。

★POINT

統計データ作成サービスは、まず「提供元基準で個人データの提供に当たるか」が出発点。

定義（2条13項） — 5段階の絞り込み

- 統計の作成その他の方法により、大量の情報から、その構成要素に係る情報を抽出し、分類・比較その他の解析を行って、当該大量情報の傾向又は性質に係る情報を作成する行為をいう。

条文構造（5段階）

- ① 大量情報を対象 ② 要素情報の抽出・分類・比較・解析 ③ 傾向・性質に係る情報を作成
- ④ 個人に関する情報であるものを除く（個人別の結果は作らない）
- ⑤ 権利利益侵害のおそれが少ないものとして委員会規則で定めるものに限られる

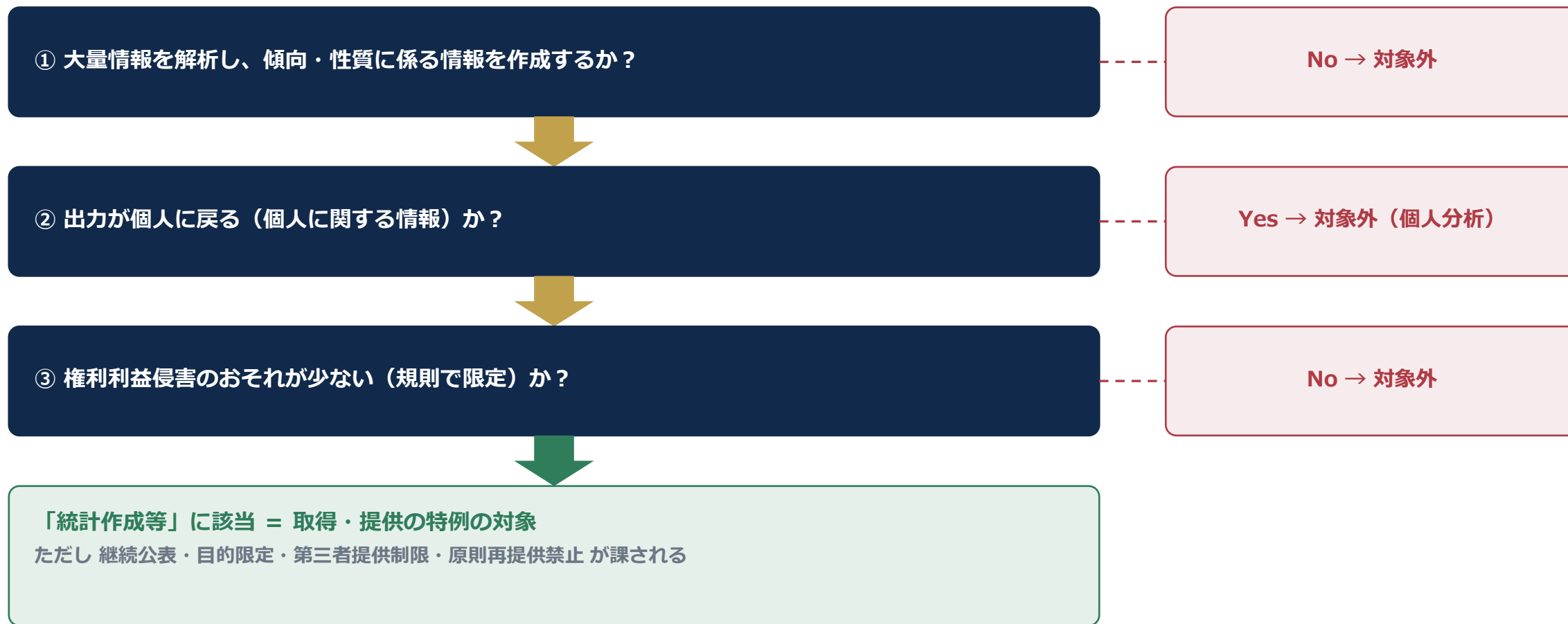
括弧書による2つの限定

- 「個人に関する情報を除く」 = 個人別スコア・推薦・個別判断は対象外。「委員会規則で定めるもの」 = 最終的範囲は規則に委任。
- 「分析一般の自由化」ではなく、個人に戻らない低リスクの分析に限定する概念。

★POINT

統計情報生成のプロセス自体を「統計作成等」として正面から法定。

「統計作成等」該当性の判断フロー



★POINT

判断軸は名称ではなく「個人に戻るか」「侵害のおそれが少ないか」。特例は重い運用とセット。

「統計作成等」の5要件 — OK／NG早見

要件	OK例	NG例
大量情報を対象	10万人分の購買傾向分析	1人の信用力判断
抽出・分類・比較・解析	年代別・地域別に分類	個人プロフィール作成
傾向・性質を作成	疾病傾向・消費傾向	個人の病歴推定
個人に関する情報を作らない	統計表・汎用AIモデル	個人スコア・個人評価
権利利益侵害のおそれが少ない	匿名的・統計的分析	差別・選別・勧誘目的

★POINT

「単なる集計」ではなく、5要件すべてを満たす低リスク分析に限定される。

AI開発の該当性 — 「AIなら何でもOK」 ではない

AI類型	評価
大量データから汎用的な傾向を学習するモデル開発	特例対象になり得る
個人ごとの健康リスクを推定し本人に表示するAI	慎重な検討が必要
採用候補者を個別スコアリングするAI	原則として特例対象外
個人の政治傾向・病歴・信用力を推定するAI	特例対象外又は高リスク

★POINT

統計作成等に「AI開発等」は含まれ得るが、工程・出力ごとに該当性を判断する。

第30条の2の全体像 — 入口・流通・出口管理の3トラック

① 取得（入口）

- 現に公開された要配慮個人情報を、公表を条件に本人同意なく取得できる（1～4項）。

② 提供（流通）

- 統計作成等目的に限り、双方の公表＋書面合意を条件に第三者提供できる（5～9項）。

③ 歯止め（出口管理）

- 目的外利用・再提供・越境を制限し、川下へのデータ拡散を遮断する（10～14項）。
- 「同意」に代えて「公表」を軸に、入口・流通・出口の3段で統計作成等の枠に閉じ込める制度。

★POINT

緩むのは「同意」だけ。出口（10項以下）はむしろ通常の提供より厳しい。

2大特例の早見 — 取得特例と提供特例

類型	内容	緩和されるもの
① 取得特例（入口）	現に公開の要配慮個人情報を統計作成等目的等で取得（1～4・10～14項）	要配慮個人情報の取得同意（20条2項）
② 提供特例（流通）	第三者が統計作成等目的で使うための提供（5～14項）	目的外利用・第三者提供規制（18条・27条1項）

★POINT

緩むのは「同意」だけ。公表・目的限定・再提供禁止等の出口規律が一体で付く。

取得特例（1～4項）の三要素と「現に公開」の射程

取得特例（1項）が成立する三要素

- ① 目的限定：取扱目的の全部が統計作成等目的／提供目的であること。
- ② 現に公開：現に公開されている要配慮個人情報に限る。
- ③ 事前公表：事業者名・統計作成等の内容等を公表（＝“入場券”）。

「現に公開されている」の射程

- ○ 本人が公開プロフィールで公表した病歴・信条等／新聞記事・公開インタビュー掲載の要配慮情報。

対象外

- × 非公開DBから取得した情報／取得時点で非公開の情報／同内容でも非公開ルートから取得したもの。
- 判断基準は「取得時点で公開されていること」。三要素が揃って初めて20条2項の例外として取得可。

★POINT

「公開だから自由に使える」ではない。公開情報＋低リスク目的＋透明性が三位一体。

令和5年6月のOpenAIへの注意喚起との関係

- 個人情報委は令和5年6月、OpenAIに対し法147条に基づく注意喚起を実施（現行20条2項を前提とした行為規範）。

注意喚起で示された遵守事項

- 本人同意なく要配慮個人情報を取得しない（法定例外を除く）。混入回避・収集後の即時減少・発覚時の削除/非識別化。
- 特定サイト等からの収集停止の要請・指示があれば、拒否する正当な理由がない限り従う。

改正後の整理

- 公開要配慮個人情報の「取得そのもの」は、取得特例の要件充足を条件に法定ルートで整理される。
- 混入回避・即時減少・発覚時削除・収集停止要請応諾の行為規範は改正後も運用指針として残る。

★POINT

特例は取得の法的根拠を与えるが、注意喚起の行為規範は運用指針として残る。

継続公表義務（2項・3項）

一度公表すれば終わりではない

- 取扱期間中は継続公表が必要（2項）。実質的変更は原則「事前公表」、氏名等の形式的変更は「事後速やか」で足りる（3項）。

公表する内容（例）

- ①データ源、②対象情報、③統計作成等の内容、④第三者提供の有無、⑤問合せ窓口等を個別具体的に明示。
- 生成AI開発では学習データ・目的・用途が過程で変化するため、公表が現在の取扱実態を反映している状態を維持する。
- 「継続」とは、公表が現在の取扱実態を正確に反映している状態を保つこと。学習後もデータを保持する限り公表は継続し得る。

★POINT

透明性は一回的ではなく、取扱期間全体を通じて継続的に求められる。

取得後の利用制限（4項） — OK／NG

OK（公表した範囲）

- 公表した統計作成等の内容に沿った利用
- 公表した特例提供（30条の2第5項）

NG（公表した範囲外）

- 営業利用・個人向け勧誘
- 個人スコアリング・人事評価・採用判断
- 研究→営業など部門間の社内横展開（公表外）

★POINT

取得できる＝自由に使える、ではない。利用範囲は公表内容に強く縛られる（4項・18条の特則）。

提供トラック（5項） — 第三者提供特例の要件

要件	内容
提供先	個人情報取扱事業者 又は 行政機関の長等（外国提供先は「基準適合体制」が必要）
目的	提供先の取扱目的の全部が統計作成等目的であること
公表（5項1号）	提供元・提供先双方の名称・統計作成等の内容等を公表
書面合意（5項2号）	「30条の2第5項に基づく提供」である旨を書面／電磁的記録で明記
提供後（6～9項）	提供先は継続公表（6項）・変更は双方事前公表（7・8項）・利用は公表範囲内（9項）
再提供	同特例で受けた情報の横流し（連鎖）は不可

★POINT

委託と違い「第三者提供」だが本人同意は不要。公表（1号）＋書面合意（2号）がセット要件。

提供先（特例個人情報受領者）の義務（6～9項）

項	内容
6項	受領情報は「提供統計作成等用個人情報等」となり、取扱期間中は提供先も継続公表義務を負う
7項・8項	公表事項の変更は原則として事前公表。提供元・提供先の双方が公表する場合に限り変更が認められる
9項	利用は、公表された統計作成等に必要な範囲内に限定される（目的外利用の禁止）
10～14項	再提供・連鎖の禁止、越境ルール、安全管理措置等の準用（出口管理は提供先にも及ぶ）
実務	提供元と提供先が「公表内容を揃える」ことが制度的に要請される。契約に公表文言の事前協議条項を置く

★POINT

特例は提供元だけの制度ではない。提供先も直接義務を負い、両者の協調が要件となる。

委託と特例の決定的違い（第三者性）

委託（27条5項1号）

- 提供先 = 「第三者に該当しない」
- 委託先監督義務（25条）あり
- 公表・合意は不要（契約ベース）

特例（30条の2第5項）

- 提供先 = 「第三者」（同意の例外）
- 委託先監督義務（25条）なし
- 双方向の公表・合意義務あり（法令で直接）

★POINT

「委託 = 第三者でない／特例 = 第三者提供」。出発点から法的構成が根本的に異なる。

出口管理 — 「4つのブレーキ」 （10～14項）

本人同意なしで取得・提供した情報を「統計作成等の枠の外に出さない」

- ① 連鎖（再提供）の禁止：本条／31条の3で受領した情報は、再び本条の同意なし提供に使えない（5項ただし書）。
- ② 再提供の制限：受領した個人データ・個人関連情報の第三者提供は原則禁止（10・11項）。
- ③ 越境提供のルール：基準適合体制の外国第三者へは、相当措置の継続確保＋情報公表が必要（13項。28条3項は不適用）。
- ④ 安全管理等の準用：安全管理措置等（23～25条）・個人関連情報提供時（29条）を準用（14項）。
- A社→B社（受領OK）→C社へ本条で再提供は不可。川下へのデータ拡散を制度的に遮断する。

★POINT

入口で同意を緩める代わりに、出口は通常の第三者提供より強い歯止めがかかる。

外国第三者提供（13項）の特別ルール

越境は28条の同意ルートではなく、基準適合体制＋継続確保で処理

- 外国提供先の要件：相当措置を継続できる「基準適合体制」の整備。
- 提供元の義務：相当措置の継続的实施を確保し、必要な措置に関する情報を公表。
- 通常ルールとの関係：28条3項（本人への情報提供等）は適用されない。

★POINT

統計作成等の越境は、28条とは別建ての「基準適合体制＋継続確保＋公表」で処理する。

個人情報関連情報の特例提供（31条の3） — 抜け穴の遮断

位置付け

- 30条の2第5項ただし書・10項・11項が参照する関連規定。個人データに至らない「個人情報関連情報」の段階にも、統計作成等目的の提供枠組みを及ぼす。

内容

- 個人情報関連情報ベースでも、統計作成等目的の提供には、継続公表・変更公表・目的外利用禁止・再提供制限の枠組みが及ぶ。
- 30条の2で受領した情報も31条の3で受領した情報も、再び同意なしの特例提供に用いることはできない（連鎖の禁止）。

制度趣旨

- 「個人データにしなければ自由に流通できる」という抜け穴を封じる。加工途中の情報・個人情報関連情報の段階でも規律が及ぶ。
- 連絡可能個人情報（2条8項）も、この枠組みの下で提供される場合がある（第2章）。

★POINT

個人データ性を落として流通させる設計は、31条の3により正面から捕捉される。

成果物の線引き（集団傾向 vs 個人評価）

OK：集団の傾向

- 20代女性の購買傾向
- 地域別の疾病傾向
- 業種別の離職傾向

NG：個人の評価

- Aさんの疾病リスク
- Bさんの思想傾向
- Cさんの採用適性

★POINT

中核は「個人に関する情報を作らない」。成果物が個人評価に変質した時点で特例の外。

改正法でも許されにくい処理（NGチェックリスト）

改正は規律の「緩和」ではなく「ルートの追加」。個人単位処理の禁止等は維持

- X 同一本人の複数サービス横断の名寄せ
- X 個人別の頻度・スコア・評価の作成
- X 自社独自DBとの本人単位の突合
- X 少数セルで個人・店舗・企業が推知される粒度の出力
- X AI学習・自社サービス改善目的での再利用、公表義務を欠く特例運用
- 「統計」「AI」という名称ではなく、個人単位に戻る処理かどうかで判断する。

★POINT

特例ルートに乗っても、個人単位処理・名寄せ・横展開は引き続き許されにくい。

出口規律 ― 目的外利用禁止と課徴金の直結

- 特例取得／受領データは統計作成等に限定。公表範囲を超える利用・第三者提供（目的外利用・横展開）は違反。

課徴金（利得剥奪型）に直結

- 特例違反の目的外利用・第三者提供は、課徴金（148条の3以下）の対象となり得る。
- データ利活用が収益に直結する事業ほど、違法な横展開は財務リスク・経営リスクとなる。

制裁の全体像

- 措置命令（147条以下）／課徴金納付命令（148条の3以下）／不正取得罪等（180条等）に接続。
- 特例の出口違反は行政制裁・刑事責任に接続する。経営課題として設計する。

★POINT

「特例だから自由」ではない。入口（特例）と出口（公表・範囲制限・再提供禁止・課徴金）はセット。

委託構成 vs 特例提供 — 構造比較

観点	委託構成（27条5項1号）	特例提供（30条の2第5項）
提供先の位置	第三者に該当しない	第三者（同意の例外）
監督義務（25条）	あり	なし
公表・合意義務	不要	必要（双方向）
範囲制限・再提供禁止	契約ベース	法令で直接

★POINT 「25条が外れる代わりに双方向の公表・合意義務が新設」 = 負担の付替え。

負担の付替えと比較考量の5軸

負担の付替え構造

- 委託＝委託先監督義務（25条）が重い ⇔ 特例＝公表・書面合意・継続公表・範囲制限・越境措置が重い。
- 総量はケース依存。「施行後は当然に特例へ切替え」という単純発想は合理的でない。

比較考量の5つの軸

- a 提供元の数と独立性 b 公表文・合意書テンプレートの整備コスト c 処理内容（個別委託向きか統合処理向きか）
- d 成果物の利用形態 e 越境移転の有無
- いずれを採るかは、これら5軸を踏まえた比較考量の対象。短絡的な切替えはリスクを生む。

★POINT

委託か特例かは比較考量。負担総量で見れば特例が必ず軽いとは言い切れない。

委託か特例か ― 外部委託の判断順序

類型	外部事業者の立場	5項特例の要否
委託	委託元のために処理	原則不要
第三者提供	提供先が自社目的で統計作成等	必要になり得る
共同利用	共同利用要件次第	個別検討
共同研究	研究／学術研究例外との整理	個別検討

★POINT

まず「委託で足りるか」を検討する。委託なら提供先は第三者でなく、5項特例は原則不要。

二段構え設計と移行ロードマップ

初回は委託、定期運用は特例を見据える二段構え

- 初回・直近案件：現行法ベースの委託構成（27条5項1号）で開始。
- 施行後・継続運用：30条の2特例へ移行（再設計を最小化）。

移行のための準備（今から土台を作る）

- 契約：施行を停止条件とする特例関連条項を予め盛り込む。
- 公表文：30条の2利用時の追加記載項目フォーマットを用意。
- 処理仕様：各社別処理→（特例下の）統合処理への移行可能性を明記。
- 体制：データ分類・アクセス・監査・承認の社内統制を整備。
- 原則施行は公布後2年以内（予想：令和10年4月）。直近開始案件は委託で設計しつつ特例移行を並行準備。

★POINT

施行時に大幅な再設計を要さないよう、契約・公表文・処理仕様・統制を移行可能な形で並行整備する。

特例利用で整備すべき契約条項・文書

区分	整備事項
契約（基本）	委託／統計作成等業務の範囲・提供データ項目・各社別管理・本人突合/名寄せ禁止・独自利用禁止（具体列挙）・再委託制限・成果物は統計情報限定・削除時期/削除証明・漏えい時報告
特例特有の追加条項	「30条の2第5項による提供」明記（5項2号）・双方の公表事項/変更公表の連動（6～8項）・取扱範囲を公表内容内に限定（9項）・再提供/連鎖禁止（5項但書・10・11項）・越境の相当措置確保/公表（13項）
文書整備	公表文・書面合意・利用目的管理表・データ管理台帳（取得元/取得日/公開情報確認）・提供先審査・外国提供先管理・安全管理措置（アクセス制御/ログ/削除/再提供禁止管理）

★POINT

「業務委託先に提供する場合があります」程度の抽象記載では足りない。取得～削除まで管理する。

生成AIへの影響① 事前学習と学習後工程

最大の論点：学習パイプラインのどこまでが統計作成等に収まるか

- 事前学習（プレトレーニング）：数兆トークン規模から言語の一般的パターン・世界知識を学習。特定個人に関する情報を作成しないため統計作成等に整理される可能性が高い。

学習後工程は個別検証が必要

- ファインチューニング：一般知識付加は含まれ得るが、個人の嗜好・行動履歴に基づくカスタマイズは個人情報作成に転じ得る。
- RLHF：匿名化された一般的品質評価なら含まれ得るが、特定個人の選好学習は範囲外となり得る。
- RAG・プロンプト内個人情報の処理：統計作成等とは別の法的根拠で整理する必要。
- 「AI開発だから統計作成等」という一括整理は危険。工程ごとに技術的に分節し、各工程の該当性を個別に検証する。

★POINT

事前学習は統計作成等に整理され得るが、それ以降の工程は別途検証が必要。

【用語解説】 ファインチューニング・RLHF・RAG

ファインチューニング (fine-tuning)

- 事前学習済みモデルに特定の業務・分野・用途の追加データを学習させ、出力の精度や適合性を高める手法。

RLHF (人間のフィードバックによる強化学習)

- AIの出力に対し人間が望ましさ・有用性・安全性等の観点から評価し、そのフィードバックで応答を改善する学習手法。

RAG (Retrieval-Augmented Generation)

- 回答生成時に外部DBや社内文書等から関連情報を検索し、その結果を参照して回答を生成する仕組み。最新情報・個別資料に基づく回答を可能にする。
- いずれも統計作成等への該当性が工程ごとに分かれる。「個人に戻るか」「侵害のおそれが少ないか」で判断する。

★POINT

コーパスへの要配慮情報混入は、フィルタリングと特例整理の二段構えで管理する。

最大の争点 ― 統計作成等特例（2条13項・30条の2・31条の3）

委員（衆・中道改革連合）の懸念

- 公開されていない病歴等の要配慮個人情報、氏名・住所を伴った「生データ」のまま、本人同意なく国・自治体・民間企業・個人事業主に提供され得るのではないか。

政府答弁

- 統計作成等の目的での利用に限り、要配慮個人情報であっても本人同意なく取得・第三者提供の対象となり得ることを認めた（30条の2・31条の3）。行政機関への提供も対象となる。
- もっとも、特例が適用されるのは、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成にのみ利用される場合に限られる。
- 個人ごとのスコアリングや個人向け広告・営業への転用は、定義上「統計作成等」に含まれない（2条13項括弧書）。
- 名称が「統計」「AI学習」であっても、出力が個人に戻る処理は特例の枠外となる、との整理である。

★POINT

特例の射程は「出力が個人に戻るか否か」で画される。名称ではなく処理の実質で判断する。

政府答弁で確定した特例の射程（衆議院・令和8年5月12日）

誰が使えるか

- 地方自治体が統計作成等の目的で、公開されていない病歴情報（氏名入り）を本人同意なく取得することは可能である（担当大臣答弁）。
- 国・企業・個人事業主も同様に、要配慮個人情報の特例による第三者提供の対象となり得る。行政機関への提供も可能である。

何が使えるか

- 「統計作成等」にはAI開発が含まれる（政府参考人答弁）。
- 提供を受けられる個人情報の範囲にあらかじめ制限は設けず、提供時の加工も義務づけない。氏名・端末識別番号・緯度経度・時刻・病歴入り疫学情報等の生データでも、特定個人との対応関係が排斥された統計情報等を作成する場合は特例の対象となる。

歯止め

- 提供元・提供先の双方が目的を公表する前提であり、目的外の閲覧（いわゆる「ちらっと見る」行為）は目的外利用として法律違反となる。
- 他方、公表を見つけたというだけでは、本人が提供元に対して「自分の情報を使うな」と拒否できるわけではない（担当大臣答弁）。

★POINT

「対象は広い、しかし目的で縛る」。特例の適法性は、公表と目的限定の運用でしか担保されない。

特例の性格 — 高透明・高拘束型の利活用ルート

特例の構成

- 公開要配慮個人情報の取得特例（30条の2第1～4項）と、統計作成等目的の第三者提供特例（30条の2第5項・31条の3）から成る。

共通の要件

- 目的限定に加えて、提供元・提供先の名称、統計作成等の内容等の事前・継続的な公表、目的外利用の禁止、再提供の制限、書面による合意等が要件とされる。
- これらを欠く運用は特例の効果を楽しむことができず、本人同意の欠缺により27条1項違反となり得る。

位置付け

- 「使える代わりに条件と責任が課される」高透明・高拘束型の利活用ルート。規律の緩和ではなく、規律ルートの追加として理解すべきである。

★POINT

特例を使うなら、公表文・書面合意・データ管理の一式を先に作る。要件を1つ欠けば同意欠缺の違法となる。

氏名等の削除は「提供元」か「提供先」か — 「必要がある場合」要件

委員の要求

- 病歴等については、提供の前に氏名・住所を削除すべきである（衆・中道改革連合が繰り返し要求）。

政府答弁

- 構造化されたデータであれば削除は容易であるが、非構造化データも多く、提供元（医療機関等）に一律の事前削除を課すことは負担が大きい。事前の仮名化・削除は一律の要件としない。
- 他方、提供先が「AI開発等の目的で取り扱う必要がある場合」に限って提供できることを要件とする。
- 統計作成等の内容に照らして氏名等が明らかに不要で容易に削除できるにもかかわらず漫然と提供する場合は、この要件を満たさず違法となる。
- 提供元にも、明らかに不要な項目を削除すべきことが法律上求められると解される（詳細はガイドライン）。提供先については、不要なデータ項目を随時削除するための措置を委員会規則で求める方針。

★POINT

「必要がある場合」要件が、明らかに不要な氏名等の削除を提供元・提供先の双方に求める歯止めとして機能する。

【用語解説】PETs（プライバシー強化技術）

技術	内容
差分プライバシー	データに意図的にノイズ（誤差）を加え、個々人を特定できないようにしつつ、全体の傾向・統計値は把握できるようにする
秘密計算（秘匿計算）	データを暗号化したまま計算・分析を行い、元データを復元することなく結果のみを得る
連合学習（フェデレーテッド）	データを各事業者・各機関の内部に置いたまま、モデルのみを学習・更新し、生データを外部に出さずにAI開発を行う
合成データ	実データの統計的性質を模した架空のデータを生成し、実在の本人の情報を直接用いない
マスキング・フィルタリング	入力・出力時に、個人情報や機微情報を検知して遮断する（AIによる自動処理を含む）
アンラーニング	AIが学習した不要なデータを、事後的に「忘れさせる」

★POINT

PETsは単一の技術ではなく技術群。「データを使うこと」と「個人を守ること」を両立させる技術的ガードレール。

PETsの重畳的適用 — 4段階のガードレール

PETsの組合せによる多層的な保護が、安全管理措置及び「復元防止のために必要かつ適切な措置」の中核となることが想定される。

STEP 1 提供前	STEP 2 学習時	STEP 3 出力時	STEP 4 事後対応
• 氏名・住所等の削除 • 匿名加工・仮名化 • 不要項目の洗出し	• 差分プライバシー • 秘密計算（秘匿計算） • 連合学習	• AIによる個人情報の検知・遮断 • 機微情報の遮断	• アンラーニング • 再識別リスクの検証 • 復元防止措置の点検

★POINT

単独ではなく重畳的に組み合わせることが、再識別・漏えいリスクの低減にとって重要と指摘された。

審議に現れたPETs化・削除の方向性

政府の意向

- 一律の事前削除・仮名化を法律上の要件とはしない。
- もっとも、委員会規則・ガイドラインのレベルでは、要配慮個人情報を提供・学習に用いる前に、削除・仮名化・匿名化その他のPETsによる処理を行う方向で運用を具体化する意向を繰り返し表明した。
- 漏えいした場合のリスクが高い要配慮個人情報については、より慎重な取扱いが求められる。
- 「我が国はPETsの技術水準が高い」とし、有効性・導入方法を調査して導入を促す方策を検討する。安全管理措置の内容・技術的手法はガイドラインに例示し、チェックリストも活用する（参議院）。

委員の提案

- 与党側：医療分野を始めとする分野別ガイドラインの策定、提供元でのデータ整理・提供先での不要データ削除、PETs導入の推奨。
- 慎重派：医療情報・病歴について氏名等を除去した仮名化を原則とすべきこと、差分プライバシー・秘密計算・連合学習等の社会実装。
- もっとも、委員会がPETsツールを義務付け、又は自ら認証することは、現時点では想定していない（参議院・担当大臣答弁）。

★POINT

条文上は要件でなくとも、実務上は「生データのまま取り扱わない設計」が前提となる。

OpenAIに対する注意喚起（令和5年6月2日）との同一方向性

注意喚起の内容（要旨・法147条）

- ① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう、必要な取組を行うこと。
- ② 収集後できる限り即時に、含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させる措置を講ずること。
- ③ なお含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ学習用データセットに加工する前に、削除又は特定の個人を識別できないようにする措置を講ずること。
- ④ 本人又は委員会等から特定のサイト・第三者からの収集をしないよう要請・指示があった場合には、正当な理由がない限り従うこと。

今回改正の運用方向との一致

- 特に③は、統計作成等特例における「要配慮個人情報は、提供・学習の前に削除・仮名化・PETsで処理する」という運用方向と、まさに軌を一にする。
- 今回の改正は、これを統計作成等特例（AI開発を含む）の文脈で、より一般的な制度として組み込むものと位置付けられる。
- 除去・非識別化しないまま学習・提供に用いる運用は、147条に基づく指導・注意喚起や、課徴金納付命令（148条の3以下）の対象となるリスクを負う。

★POINT

令和5年の注意喚起は過去の個別事案ではなく、改正法の下でも通用する委員会の一貫した姿勢である。

「AI学習は匿名化ではない」 — 再識別リスクとPETs

参考人（保護に慎重な立場）の指摘

- 基盤モデルの学習は匿名化のプロセスではない。学習用データが個人情報であれば、学習によりモデルが自動的に個人情報でなくなるわけではない。
- 基盤モデルからの復元や、メンバーシップ推論攻撃のリスクが残る。

政府答弁

- 統計作成等特例では、大量の個人情報を「個人に関する情報に当たらない状態」まで加工することが求められ、仮名加工情報・匿名加工情報よりさらに一般化される。
- 再識別・漏えいのリスクは極めて低い。委員会規則で復元防止措置を求め、統計情報等への不正な復元行為は現行法上の不正取得に該当する。

含意

- この対立は、学習「前」の段階でこそ、PETs・削除・非識別化による対処が必要であることを示している。

★POINT

「モデルにしたから個人情報でない」とはいえない。学習前の除去と復元防止措置がセットで求められる。

再識別禁止規定をめぐる議論と復元防止措置

委員の問題意識

- 匿名加工情報・仮名加工情報には再識別禁止規定があるのに、統計作成等特例には置かないのか。AI技術の進展で統計情報やモデルから個人が復元されるのではないか。

政府答弁

- 統計作成等特例では、大量の個人情報をも「個人に関する情報に当たらない状態」まで加工することが求められ、仮名加工情報・匿名加工情報よりさらに一般化される。再識別リスクは極めて低い。
- 個人情報等が復元されることを防止するために必要かつ適切な措置を、委員会規則で求める。
- 不正に復元する行為は不正取得に、復元した情報の目的外利用は特例違反に当たり、いずれも課徴金の対象となり得る。重ねて再識別禁止義務を置かなくても担保できる。

実務

- 復元防止措置（PETs・アクセス制御・ログ・削除証跡）の設計と、その説明可能性が「相当の注意」（148条の5）の中核となる。

★POINT

再識別禁止は独立の条文ではなく、委員会規則＋不正取得罪＋課徴金の組合せで担保される建付け。

参議院の政府答弁 ― モデルからの消去・再識別と課徴金の関係

AIモデルからの個人情報の消去

- AIモデルに学習された個人情報が完全に消去されたかを一律に証明できる一般的技術はないことを前提に、事後調査・ガイドライン・適切な合意形成で対応する。
- 事前審査・第三者監査の制度は設けない方向であることが示された。

再識別リスクと課徴金の分水嶺

- 必要な加工措置・合理的な技術的措置を講じていれば、希少属性の組合せ・非構造化データ・メンバーシップ推論攻撃等により結果として個人との対応関係を排斥し切れなかった場合でも、直ちに特例違反・課徴金の対象とはならない。
- 他方、委員会規則上求められる措置を講じていない場合には、課徴金の対象となり得る。

実務

- 「どの措置を、なぜ、どの水準で講じたか」を設計時点で文書化しておくことが、事後の説明可能性を決める。

★POINT

結果責任ではなく「合理的措置を尽くしたか」。設計時点の文書化が、特例違反と課徴金の分水嶺となる。

参考人が求めた歯止め ― 法案に採用されなかった論点

提供先のガバナンス能力の確認

- 義務だけあっても、守るためのリソース・能力がなければ不十分。組織体制・内部ルール・知見を有する人員・秘匿処理能力等を公表させ、提供元が「適切なガバナンスを有する」と合理的に判断できる場合に限って提供すべきである。

本人へのオプトアウト機会

- 要配慮個人情報については、提供に先立ち本人にオプトアウトの機会を与えることを義務化すべきである。

集団的プライバシー・プロファイリング

- 深夜の行動・閲覧履歴・飲酒習慣等から支払遅延率を推論し、特定属性の者を不利益に扱うリスクがある。本特例で作成した統計結果を個人に当てはめることは禁止すべきである。
- いずれも法案には明文化されなかったが、附帯決議第3～6項に趣旨が反映されている。提供元・提供先の契約実務で先取りする価値がある。

★POINT

「提供先を見て提供する」ことが、提供元の安全管理措置・委託先監督の実質となる。

参議院参考人質疑 ― 必要最小限性と提供元・提供先の責任分担

必要最小限性

- 必要最小限性は目的との関係で判断すべきであり、突合に不要な氏名・住所は出すべきでなく、AIモデルの学習に不要なデータは入れるべきでない。
- 必要もないのに生データを出すことは控えるべきであり、必要最小限性はガイドライン等で示すという解決があり得る。

提供元・提供先の責任分担

- 提供先（利用者）が利用目的と必要データを宣言し、提供元がこれを審査して提供する構造が想定される。
- もっとも、すべての提供元が匿名化等の技術的処理を担えるわけではなく、仲介者・共通の仕組みが必要となる場面がある。

特例を設ける意義

- 仮名加工情報の共同利用だけでは、異なるデータセット間の突合や、作成後のモデルを誰が利用できるかという問題を必ずしも解決できない。
- 一般法である個人情報法は縛り過ぎず、セクター固有の事情は分野別ガイドラインで上乘せ的に規律すべき、との意見も示された。

★POINT

提供元は「宣言を鵜呑みにしない」。宣言・審査・記録が、課徴金の「相当の注意」を基礎づける。

プロファイリング・差別的利用への「出口規制」 （参議院）

委員・参考人の問題意識

- AI開発で得られた分析結果を、採用・与信・取引排除・保険・価格差別に用いる場面をどう規律するのか。GDPR・EHDSのようなプロファイリング規制が必要ではないか。
- 属性推定・スコアリングが広告・サービス条件・審査に反映されると、本人から見えない評価・区別が行われるおそれがある。説明責任と本人関与の仕組みが必要である（参考人）。

政府答弁

- 既存の不適正利用の禁止（19条）や、違法な差別的取扱いに関する各分野の法制で対応するとの整理にとどまった。

含意

- 統計作成やAI開発「そのもの」ではなく、成果物を個人に当てはめる「出口」が、参議院審議の本質的論点として浮上した。
- 附帯決議第5項は、高精度プロファイリング規制の在り方の継続検討を求めている（附則14条の見直し事項）。

★POINT

特例で作った統計・モデルを個人の判断に用いれば、特例の枠外であり、19条の不適正利用にも当たり得る。

医療情報をめぐる攻防① ― 次世代医療基盤法との「逆転現象」

批判（衆・中道改革連合）

- 次世代医療基盤法では認定事業者に限って医療データの取扱いが認められるのに対し、本特例では非認定の一般事業者でも要配慮個人情報を取得しAI開発に利用できる。
- 特別法より一般法の方が緩やかになる「逆転現象」ではないか。

政府答弁

- 個人情報保護法は分野横断の一般法であり、本特例は統計作成等に限った同意不要の特例である点で、次世代医療基盤法とは目的が異なる。
- 特例に認定制を持ち込めば入口規制となり、利活用促進という制度趣旨が損なわれる。

参議院・参考人質疑での指摘

- 医療分野には既に、利用目的と必要データを宣言し、提供側が審査して提供する仕組み（倫理審査・次世代医療基盤法等）がある。あえて新たなパスを作ることによって医療機関を悩ませる必要があるのか、との疑問が示された。

★POINT

「認定制なき利活用ルート」であるからこそ、公表・目的限定・出口規律が制度の担保となる。

医療情報をめぐる攻防② ― 医師の守秘義務との関係

担当大臣（元救急医）の答弁

- 臍がん画像の経過観察等を例に、「氏名は不要であり、明らかに不要なものは事前削除を求める」と述べた。

厚生労働省（政務官）の答弁

- 統計特例に基づく第三者提供であっても、直ちに医師の守秘義務違反の違法性が阻却されるわけではない。
- 行為の相当性等を総合考慮して、違法性阻却の有無が判断される。
- 本法案が定める各要件（公表、目的外利用・第三者提供の禁止、安全管理措置、書面合意等）に従った提供であることが、相当性を肯定する一要素となる。

実務上の含意

- 医療機関からの提供は、個情法の要件を満たすことに加えて、なお個別に相当性の判断を要する。院内倫理審査・患者への説明の設計が必要。

★POINT

「個情法上適法＝守秘義務違反にならない」ではない。二重の適法性審査が必要となる。

PART

4

特定生体個人情報

顔特徴データ等 — 見えにくく取り返しのつかない生体識別情報の特則（16条5項ほか）

現行法の状況と定義（16条5項）

現行法の状況

- 「特定生体個人情報」の類型はなく、生体情報は一般的な個人情報規律の適用にとどまっていた。
- 顔特徴データのテンプレートの扱いが実務上分かりにくく、専用の保護ルールがなかった。

定義（特定生体個人識別符号を含む個人情報）

- ① 身体の一部の特徴に係る情報であること
- ② 特別の技術・多額の費用を要しない方法で取得可能であること
- ③ 取得されていることを本人が容易に認識できない（政令で定める）こと
- ④ それを変換した識別符号であること（⑤ その符号を含む個人情報であること）
- 中心的に想定されるのは顔特徴データ。生体情報一般ではなく、見えにくく取り返しのつかない生体識別情報を狙い撃ち。

★POINT

本人が気付きにくい形で比較的容易に取得される身体特徴情報を変換した識別符号を含む個人情報。

適用される規律 — 三本柱＋経過措置

規律	内容
① 取扱時の周知義務（21条の2）	事業者名・住所・代表者・特定生体個人情報を取り扱う旨・利用目的・身体特徴情報の内容・開示等請求 手続等を、あらかじめ通知又は容易知得状態に
② オプトアウト第三者提供の禁止（27条2項）	オプトアウトで提供できる個人データから明示的に除外。提供は本人同意又は法定例外に限定
③ 利用停止等請求権の拡張（35条7項・8項）	本人は一定の場合を除き利用停止等・第三者提供停止を請求可。理由ありと判明したら遅滞なく対応
経過措置（附則4条）	施行前の通知・同意が新法相当なら、みなし規定あり

★POINT

周知義務・オプトアウト禁止・利用停止等請求権という三本柱の特則がかかる。

要配慮個人情報との違い / 直ちには及ばない規律

要配慮個人情報の特則ではない

- 特定生体個人情報は「要配慮個人情報」という類型ではなく、別建ての特別規律として導入される。
- したがって、要配慮個人情報と同じ条文構造（20条2項の取得同意等）で一律に処理するのではなく、21条の2・27条2項・35条7項・8項の特則で見る必要がある。

全面的な取得禁止ではない

- 取得自体が禁止されるわけではなく、周知・オプトアウト禁止・停止請求という「取扱いの透明化と本人関与」で規律する構造。
- 本人同意なく取得できる場面（防犯目的等）も残るが、周知義務（21条の2）は別途かかる。
- 捜査・安全保障に係る周知義務・請求の例外も設けられる（国会審議で確認。本章の国会審議スライド参照）。

★POINT

「顔データ＝要配慮個人情報」ではない。別建ての三本柱で規律される点を正確に押さえる。

周知義務の詳細と法的意味

周知義務（21条の2）の具体的内容

- ①氏名又は名称 ②住所 ③代表者氏名 ④取扱事実 ⑤利用目的 ⑥身体特徴情報の内容 ⑦開示等請求手続等の「通知」又は「容易知得状態」。
- 「顔認証使用中」といった抽象的掲示のみでは不十分。何を・どう使うのかが分かる周知が必要。
- 店舗・ビル・空港・イベント会場等の出入管理や防犯カメラ連携現場で重要性が高い。

法的意味 — 監視・追跡・差別リスクを正面から法的に捉える

- 顔特徴データ等は、本人が知らないうちに取得されやすく、識別・追跡・プロファイリングに使われやすく、一度流通すると変更が難しい。
- 取得時の適法性だけでなく、取扱いの透明性・流通の制限・本人による離脱可能性を法的に担保する。

★POINT

「見えにくく集められる顔特徴データ等は、通常の個人情報より強い人格的・監視的リスクを持つ」との評価を明示。

実装上の論点 — 掲示・停止請求・「照合パラドックス」

周知の実効性

- 「顔認証使用中」といった抽象的掲示のみでは、21条の2の周知水準を満たさない。氏名・住所・代表者・利用目的・身体特徴情報の内容・開示等請求手続まで示す必要がある。
- カメラ設置施設の入口等への掲示を委員会規則で求める方針が示されている（衆議院附帯決議第9項）。

利用停止等請求の実装

- 本人が停止請求するには、本人の顔データと事業者保有データの照合が必要となる「パラドックス」が国会審議で指摘された。
- 政府は、消去のための一時的な把握であり、他目的利用は禁止されると答弁（本章の国会審議スライド参照）。
- 実務上は、照合用データの取得・保管・削除のログを残し、目的外利用を技術的に遮断する設計が必要。

★POINT

「掲示すれば足りる」「請求されたら消す」では足りない。周知文言と停止フローを設計として作り込む。

実務上の影響

顔認証システムの見直し

- 店舗・ビル・空港・イベント・オフィス等の顔認証で、掲示・プラポリ・説明資料が21条の2の周知水準を満たすか点検。

防犯カメラ連携分析の見直し

- 映像から顔特徴データを抽出して照合・分析する運用で、認識困難な形で取得していないか・どの身体特徴を扱うか・どこまで提供しているかを再点検。

データブローカー・名簿流通型ビジネスへの影響

- 顔特徴データ等をオプトアウトで第三者提供できなくなる。本人同意・法定例外の整理なしに流通させるモデルは極めて難しくなる。

停止請求対応フロー／既存運用の棚卸し

- 適法導入でも停止請求が来得る。法務・情報システム・現場が連携した停止請求対応フローを整備。附則4条のみなしがあっても既存通知・同意が新法水準を満たすか再評価。

★POINT

「顔認証を使っているか」だけでなく、「どう説明し、どう止められるか」が問われる。

国会審議での議論 ― 顔特徴データの規律範囲と例外

規律の範囲

- 顔特徴データとは、目・鼻・口等の特徴情報を、本人識別目的の装置・ソフトウェアで本人識別できるようにしたものという。単なる顔写真や本人識別しない画像は、特別規律ではなく通常の個人情報規律に服する（政府参考人答弁）。
- 本人識別を目的としない人流・混雑把握やスマートシティ実証は、特別規律の対象ではない。

周知と掲示

- 施設入口等での分かりやすい掲示を、委員会規則で求める方針。附帯決議第9項も、監視カメラ・センサー周辺への掲示の徹底を要請している。

捜査・安全保障との調整

- 法令に基づく取扱い、国の機関等の法令事務への協力等については、周知義務・利用停止等請求の例外を設ける。
- 民間監視カメラの顔認証データの捜査協力提供は、現行法の例外規定が維持されるため妨げられない。

「照合パラドックス」

- 利用停止請求のために本人の顔データと事業者保有データの照合が必要となる点について、政府は、消去のための一時的な把握であり他目的利用は禁止されると答弁（参議院でも同旨）。
- 参議院では、本人にとって請求のハードルが高く、実効性に乏しいとの批判が示された。

★POINT

「識別目的か否か」で規律の入口が決まる。掲示・停止対応・例外整理の3点を設計する。

PART

5

本人同意の例外の見直しと第三者提供の新たな例外

同意原則を維持しつつ、実務上必要な情報連携を明文化（18条3項・20条2項・27条1項）

見直しの全体像

- 見直し対象は、目的外利用（18条3項）・要配慮個人情報の取得（20条2項）・第三者提供（27条1項）の3場面。

見直しの3類型

- ① 生命・身体・財産保護、公衆衛生等の例外拡張（「相当の理由」の追加）。
- ② 「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設。
- ③ 学術研究例外の再整理（学術研究機関等に病院等を明示／共同研究中心）。
- 改正の核心は「同意がなくてもよい場面」を広げること自体ではなく、必要な例外を実務に即して明確化すること。

★POINT

本人同意原則を放棄するものではない。必要な例外を明文化・整理し直す。

① 生命・身体・財産保護等の例外拡張（「相当の理由」）

- 対象：18条3項2号・3号、20条2項2号・3号、27条1項2号・3号。

現行法

- 人の生命・身体・財産の保護、公衆衛生の向上、児童の健全育成のために必要な場合でも、「本人の同意を得ることが困難であるとき」が要件。

改正内容

- これに加えて「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を追加。
- 本人に接触可能でも、同意取得を前提とすること自体が不適切又は公益保護に反する場面で柔軟な運用がしやすくなる。
- 考慮要素：公益性・緊急性・代替手段の有無・本人不利益の程度・事後説明可能性等。

★POINT

改正後は「同意が困難か」だけでなく「同意に依拠しないことに相当性があるか」が問われる。

② 「本人の意思に反しないことが明らかな場合」の新設

- 対象：18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号。
- 取得の状況からみて本人の意思に反しないため、本人の権利利益を害しないことが明らかな場合を、新たな同意例外として設ける。

想定される典型例（本人との契約履行に必要な情報連携）

- ホテル予約サイトから宿泊施設への予約者情報の提供。
- 金融機関による海外送金のための送金先金融機関への情報提供。

判断基準は本人の合理的期待

- 判断基準は事業者の都合ではなく本人の合理的期待。包括利用規約の片隅に書いてある程度では「明らか」とはいえない。
- 新設されるのは事業者に便利な例外ではなく、本人が通常予期する情報連携のための例外。

★POINT

予約・決済・送金・BPO処理など、本人が通常予期する契約履行型の情報連携を整理しやすくする。

③ 学術研究例外の再整理 / 実務で変わることに

学術研究例外の再整理（20条2項6号・27条1項6号・16条9項）

- 「学術研究機関等」に、大学等に加えて病院その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含めることを明示する方向。
- 要配慮個人情報取得・第三者提供の学術研究例外を、共同して学術研究を行う場合を中心に整理し直す。
- 研究名義の営業利用まで認めるものではない。実質が営業・商品開発・顧客勧誘目的なら例外に乗らない。

実務で何が変わるか

- 公衆衛生・児童保護・不正対策等の情報共有が「相当の理由」で整理しやすくなる。
- 契約履行型の第三者提供が「意思に反しないことが明らか」で整理しやすくなる。
- 同意を取らない判断をする以上、なぜ例外に当たるのか（公益性・必要性・本人期待・代替手段）を記録しておく必要。

★POINT

「同意がないから止める」から「例外に当たるかを説明できるか」で判断する実務へ進む。

実務で何が変わるか ― 3類型の使い分け

① 公衆衛生・児童保護・不正対策の情報共有（相当の理由）

- 現行法では、本人に接触可能であることから「同意取得困難」と言い切れず、情報共有をためらう場面があった。
- 改正後は「相当の理由があるとき」を含めて整理でき、特殊詐欺・不正利用情報の共有等について説明が容易になる。

② 契約履行型の情報連携（本人の意思に反しないことが明らか）

- 予約・決済・送金・BPO処理など、本人が通常予期する情報連携について、新たな同意例外で整理できる。
- 「便利だから」「業務効率のため」は理由にならない。取得の状況からみて本人の意思に反しないことが明らかであることが必要。

③ 学術研究例外

- 学術研究機関等に、病院その他の医療の提供を目的とする機関・団体が含まれることが明示される（16条9項）。共同研究の実質判定が重要。

★POINT

同意例外は「使いやすくなる」が、条文ごとに該当性を説明できる記録が必要になる。

総括 ― 同意原則は放棄されていない

改正の性格

- 本人同意原則を放棄するものではなく、実務上必要な情報連携について、①相当の理由、②本人の意思に反しないことが明らかな場合、③学術研究例外という形で、同意例外を明文化・整理し直すもの。

濫用防止

- 「本人の意思に反しないことが明らか」な場合の同意不要特例については、恣意的判断・濫用の防止と、規則における範囲・判断基準の明記が、衆議院附帯決議（第7項）で求められている。

実務対応

- 例外に当たるかを条文ごとに検討し、判断過程を記録する。必要に応じて契約・プライバシーポリシーに根拠を明示する。
- 例外を用いた取得・提供は、後日の命令・課徴金の場面で「相当の注意」の有無を判断する材料となる。

★POINT

例外の拡張は、説明責任（アカウンタビリティ）の拡張とセットである。

国会審議での議論 ― 同意不要特例の拡大解釈への懸念

委員の問題意識

- 「契約の履行に必要不可欠」「本人の意思に反しないことが明らか」といった例外が、拡大解釈されないか。

政府答弁

- 具体的範囲は委員会規則で定める。事業者の身勝手な解釈で運用すれば法令違反となり、個人情報保護委員会が監視監督する。
- 本人同意なき第三者提供の例外には、要配慮個人情報も含まれる（政府参考人が明言）。
- 例として、療養を兼ねた旅行パッケージの予約等、サービスを享受するために当然にその情報が提供されなければならないと信じるに足りる十分な理由がある場合に限定される。個別判断であり、最終的には委員会が判断・執行する。

本人の救済

- 要件に該当しない同意なき第三者提供が行われた場合、本人は第三者提供停止等を請求でき、委員会による相談・あっせん、最終的には裁判で争うことになる。
- 附帯決議第7項は、恣意的判断・濫用の防止と、規則における具体的範囲・判断基準の明記を求めている。

★POINT

「必要不可欠」は事業者の自己申告では通らない。規則を待たずに社内の判断基準と記録を用意する。

PART

6

委託を受けた事業者の規律

委託先の直接義務（30条の3）と機械的受託処理の適用調整（58条の2）

現行法の構造と限界

現行法の構造

- 委託先は委託元と一体として扱われ、委託業務の範囲外利用は許されないと考えられてきた。
- ただし、その構造は主として委託元の監督義務（25条）を通じて間接的に実現されていた。
- 委託先自身に対する「範囲を超えて利用してはならない」という独立の直接義務は、法文上正面から置かれていなかった。

現行法の限界

- クラウド・SaaS・BPO・AI開発受託・ログ解析等で、委託先が裁量をもって取扱方法を決める場面が増加。
- 「単なる委託先か、独立したデータ取扱主体か」「サービス改善利用は委託の範囲内か」が曖昧になりやすかった。

★POINT

現行法は委託元の監督義務が中核で、委託先の直接義務が不明確であった。

委託規律見直しの背景 ― 委託先は「事務補助者」ではない

データ処理構造の変化

- クラウド・SaaS・BPO・AI開発受託・データ加工受託・コールセンター・物流／決済代行等、委託先が大量データを実質的に取り扱う時代になった。
- 受託データを、自社の分析・品質改善・AI学習・別サービス開発に独自利用する事案が問題化している。

現行法の限界

- 委託先は委託元と一体として扱われ、範囲外利用は委託元の監督義務（25条）を通じて間接的に規律されてきた。
- 委託先自身に対する「範囲を超えて取り扱ってはならない」という独立の直接義務は、法文上正面から置かれていなかった。
- 印字・封入・発送等の機械的処理では支障が小さかったが、委託先が裁量をもって取扱方法を決める場面が増えた。

★POINT

委託先を「独立したデータ取扱主体」として捉え直すのが、30条の3・58条の2の出発点。

委託先の範囲外利用禁止（30条の3） — 直接義務

- 第30条の3を新設し、委託先自身に「委託業務遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない」直接義務を課す。
 - 委託元の監督義務の反射として捉えられていた範囲外利用禁止を、委託先固有の法的義務として法文化。
 - 委託先は単なる補助者ではなく、自ら違法な取扱いを行い得る主体として捉え直される。
 - 例外は、法令に基づく場合や人命救助・災害救援等の限定的場面にとどまる。

問題となる典型場面

- 受託データを自社分析・品質向上・別サービス開発・汎用AI学習に転用する行為。
- 「サービス改善のため」「品質向上のため」という説明だけでは足りず、委託業務遂行に必要な範囲かが問われる。
- 受託データを汎用学習に使うなら委託では不十分。別の法的構成・契約・同意・提供ルートを検討が必要。

★POINT

「受託したから使える」のではなく「委託業務遂行に必要だから使える」へ整理が改められた。

委託先の独自利用が問題となる6類型

類型	具体例	評価
① 自社サービス改善	受託データを自社プロダクトの品質向上に利用	委託業務の遂行に必要な範囲外
② AI・モデル学習	受託データを汎用モデル・他案件向けモデルの学習に利用	同上（30条の3違反）
③ 横断分析	複数の委託元のデータを混合して分析	委託範囲外＋個票混合の問題
④ 別サービス開発	受託データを新規サービスの企画・検証に利用	委託範囲外
⑤ 営業支援	受託データから見込み客を抽出し自社営業に利用	委託範囲外＋目的外利用
⑥ 事業基盤への取込み	受託データをDB・分析モデル・業界知見として蓄積	実質的に第三者提供・目的外利用と評価され得る

★POINT

「品質向上のため」は万能の説明ではない。契約に独自利用禁止を具体的・網羅的に列挙する。

機械的・受動的受託処理への適用調整（58条の2）

- 第58条の2を新設し、取扱方法を自ら決定しない受託者には本法の一部規律を適用しない仕組みを導入。

適用調整の要件

- ① 委託契約で取扱方法として委員会規則で定める事項等が定められていること。
- ② 取扱いが委託業務遂行に必要な範囲内であること。
- ③ 実際の運用が契約どおりであること。

想定例

- 詳細指示に従ったデータ入力・印字・発送・スキャン・形式変換等、受託者が自ら処理内容を決めない処理。
- 単なる秘密保持条項や一般的善管注意義務条項では足りず、事故報告・取扱状況把握・権限管理・再委託条件等を含む具体的な契約設計が必要。
- 独自判断を伴う委託先には30条の3の直接義務、機械的受託者には58条の2の限定的適用調整、という二段構造。

★POINT

誰がどこまで取扱方法を決めているかに応じて規律を組み分ける方向へ進んだ。

いわゆる「クラウド例外」との関係

- クラウド例外＝外部事業者が契約上・運用上、保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合の整理。
 - この場合、第三者提供にも委託にも当たらないとする整理が個人情報委Q&A（Q7-53）で認められてきた（取り扱わない場合の安全管理措置はQ7-54）。
 - 前提は、外部事業者が当該データを「取り扱わない」状態が契約とアクセス制御により確保されていること。
- 2024年3月、現実に個人データを取り扱うクラウド事業者には規律が及ぶ旨の注意喚起が個人情報委からなされた。

改正後

- クラウド例外自体が消えるわけではないが、「取り扱わない」前提が維持できるかがより厳密に問われる。
- 委託先の範囲外利用禁止（30条の3）・機械的受託処理の適用調整（58条の2）・第三者提供・共同利用のいずれで整理するかを個別に検討する必要。
- API・SaaS型生成AIで入力・会話ログをモデル改善等に使う実務は、当然に受託処理の範囲に入るとは言いにくくなる。

★POINT

「クラウドだから当然例外」は通用しない。契約・技術的アクセス制御・運用実態の三面で可視化する。

生成AI・API／SaaSへの影響と「機械的受託」の限界

58条の2に乗りにくい類型

- API・SaaS型生成AIで、入力・会話ログをモデル改善や品質評価に用いる実務は、当然に受託処理の範囲に入るとはいえない。
- ログ分析・入力学習には受託者の独自判断が介在するため、「取扱方法を自ら決定しない」機械的・受動的処理には該当しにくい。

クラウド例外との関係

- クラウド例外（Q&A Q7-53）は、外部事業者が契約上・運用上、個人データを「取り扱わない」場合の整理。取扱いの実態がより厳密に問われる。
- 2024年3月には、現実に個人データを取り扱うクラウド事業者には規律が及ぶ旨の注意喚起がなされている。

契約実務

- 「取扱方法を誰がどこまで決めるか」を契約で明示する。秘密保持条項・目的外利用禁止条項のみでは足りない。
- 学習利用の可否（学習オプトアウト設定・データ保持の有無等）を、委託契約と利用規約の双方で確認する。

★POINT

生成AIベンダーは「単なる受託者」とは限らない。30条の3の直接義務を前提に契約を組み直す。

国会審議での議論 ― 海外クラウド・越境移転・外国事業者

委員の問題意識

- AI学習が海外クラウド上で行われる場合、外国当局にデータが強制接收されるのではないか。
- 外国政府のコントロール下にある事業者が、統計作成名目で大規模に個人情報収集し、本国のインテリジェンスや日本人のプロファイリングに転用しないか。

政府答弁

- 現行法の越境移転規律は、本特例によって緩和されない。
- 移転先国で外国政府アクセスのリスクがある場合、本人への情報提供と同意、又はリスクを管理できる契約・委託管理等が必要であり、安全管理措置を監督する。
- 統計作成等のみに利用されることは、公表・目的外利用禁止・違法第三者提供禁止・委員会規則上の措置・課徴金対象化で担保する。海外当局や国内の警察等との連携も含めて対処する。

実務

- 委託先・再委託先の所在国、データ保存先、外国政府アクセス法制の評価を、委託契約と越境移転の根拠整理に落とし込む。

★POINT

「クラウドだから委託」「国内リージョンだから安全」では説明にならない。移転先国の法制まで評価する。

PART

7

16歳未満の者の保護

利用停止等請求権の拡張・法定代理人への読替え・最善の利益の責務

全体像

16歳未満保護の枠組み（包括的な保護設計へ）

- 利用停止等請求権の拡張（35条9項・10項）。
- 法定代理人への読替え（40条の2）。
- 最善の利益の考慮義務（58条の3）。
- 既存同意・既存通知のみなし（附則5条・6条）。
- 番号法・次世代医療基盤法にも同趣旨の規律と経過措置が置かれる。

★POINT

未成年者保護は、個別対応から包括的な保護設計へ進む。

なぜ「16歳未満」か ― 立法理由と経過措置

16歳未満とした理由（国会審議における政府答弁）

- 民事訴訟法上の証人宣誓年齢（16歳）との整合。
- GDPRの基準（16歳を上限に、加盟国が13～16歳の範囲で設定）等の国際的動向。
- 現行ガイドライン（12～15歳程度は法定代理人の同意を得る必要があるとする運用）との整合と、より明確な線引きの要請。

経過措置（附則5条・6条）

- 施行前に取得した本人の同意・本人への通知が、新法の求める法定代理人の同意・通知に相当する場合には、みなし規定が置かれる。
- もっとも、みなし規定があっても、新法水準を満たすかの再評価が必要。番号法・次世代医療基盤法にも同趣旨の経過措置がある。

★POINT

年齢の線引きは制度上明確になった。既存サービスは「同意の取り直しの要否」を個別に判定する。

利用停止等請求権（35条9・10項）と法定代理人への読替え（40条の2）

利用停止等請求権の拡張（35条9項・10項）

- 事業の適正な実施に著しい支障がある場合等の例外を除き、保有個人データの利用停止等・第三者提供停止を請求できる。
- SNS・教育サービス・ゲーム・位置情報サービス・行動履歴分析等で特に重要。親権者同意の有無だけでなく、事後的に離脱できる権利として構成。

法定代理人への読替え（40条の2）

- 同意取得・通知・開示等請求・利用停止等請求その他の本人関与場面で、原則「本人」を「法定代理人」と読み替え。
- 利用規約・プラポリ・同意取得画面・問合せ窓口・開示等請求フロー・利用停止等請求フローを法定代理人対応で再設計する必要。
- オンラインでは、年齢把握をどこまで求めるか、不知の場合の扱い、年齢確認のための過剰取得回避が実務論点。

★POINT

「未成年者への配慮」から「法定代理人を相手方とする制度対応」へ明確化。

最善の利益の責務（58条の3）

- 16歳未満の者の個人情報等を取り扱うに当たり、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

解釈指針となり得る場面

- ダークパターン／長時間利用設計／依存誘発／過剰課金誘導／偏った推薦アルゴリズム等。
- 形式的同意の有無を超えた評価基準が導入される。
- 既存サービスでも、従前の本人同意・本人通知が附則上の法定代理人同意・通知のみなしに乗るかを再評価する必要。

★POINT

形式的同意ではなく、最善の利益が問われる。

実務上の影響 — 年齢確認・プロファイリング・DV事案

年齢確認の設計

- 16歳未満か否かを把握しない設計は、法定代理人読替え（40条の2）の履行を困難にする。
- 他方、年齢確認のために過剰な情報（身分証等）を取得することは、必要最小限の原則と緊張する。不知の場合の扱いも実務論点。

プロファイリング

- 親の所得と学業成績等を結び付けるプロファイリングによる差別的利用が、国会審議で問題とされた。
- 政府は、違法な差別を誘発するAIの開発・利用は現行法の不適正利用の禁止（19条）で捕捉され得ると説明。高精度プロファイリング規制は継続検討（附帯決議第5項）。

DV・虐待事案

- 加害親が法定代理人として同意し得るという構造的問題が指摘された。最善の利益（58条の3）の解釈で対応すべき場面。

★POINT

「法定代理人の同意があるから適法」では済まない。最善の利益の観点からの実質判断が求められる。

国会審議での議論 ― 年齢確認・法定代理人同意・差別的利用

年齢確認と法定代理人同意

- 一律の基準は難しく、サービスの性質・取り扱う個人情報の状態・具体的事情に応じて適切な方法は異なる。考慮要素と具体例をガイドラインで示す（政府参考人答弁）。
- 機微な内容や重大な影響がある場合はより丁寧な方法が求められる一方、子ども向けサービスが過度に萎縮しないバランスも必要（担当大臣答弁）。

DV・虐待事案

- 親権喪失・親権停止の審判があれば同意資格はないが、法定代理人である限り、法律上は子に代わって同意する権限を認める整理（政府参考人答弁）。

教育・保健データによる差別

- 保護者年収・虫歯・学力等の相関分析による差別が懸念された。違法な差別を誘発するおそれを予見しつつAIモデルを作成・公開することは違法となる（政府参考人答弁）。

参考人の指摘

- 子どもの頃の同意・提供について、成長後に消去できる権利が必要。取得時に適法だったことを理由に利用停止を拒める例外は広すぎるのではないか。

★POINT

附帯決議第8項は、こどもの最善の利益の最優先考慮と、教育・保育現場への周知徹底を求めている。

PART

8

漏えい等本人通知・オプトアウト制度の見直し

形式的な一律通知からリスク評価へ／名簿流通の引き締め

漏えい等発生時の本人通知義務の見直し（26条2項）

- 現行は、報告対象事態が生じた場合、通知困難な場合を除き原則として本人通知が必要であった。
- 改正後は、「権利利益保護に欠けるおそれが少ない場合」に、代替措置で通知を省略できる。
 - 形式的な一律通知から、実質的リスク評価に基づく通知判断へと転換。
 - 既存通知のみなし規定はなく、施行日以後の事案に新基準が適用される。

本人通知要否の判断要素

- 漏えい情報の性質／情報単体で生じ得る不利益／他情報との照合可能性。
- 漏えい先・誤送付先の属性／回収・削除・アクセス遮断の状況／本人に追加的防御行動を求める必要性。
- 低リスク例：内部識別子のみ／信頼できる取引先への誤送付で削除確認済み。
- 高リスク例：氏名・連絡先・ID・属性の組合せ／漏えい先不明／PW変更等の防御行動が必要。

★POINT

通知を省略するなら「保護に欠缺がない」と説明できる記録（リスク評価メモ）が必要。

本人通知の要否 — 判断のフロー（26条2項）

① 規則所定の報告対象事態に該当するか

② 本人への通知が困難な場合か（代替措置）

③ 権利利益保護に欠けるおそれが少ないか【新設】

少ない→代替措置で省略／いえない→本人通知

★POINT

省略するなら「保護に欠缺がない」と説明できるリスク評価メモを残す。判断者・判断時点・根拠を記録する。

漏えい対応実務の見直しポイント

- 通知要否の評価プロセスをインシデント対応フローに組み込む。
 - 情シスによる事実把握 → 法務による権利利益侵害評価 → 広報・顧客対応部門による通知・代替措置設計、の連携が重要。
- 通知省略時には、リスク評価メモや判断記録を保存する。
- 通知テンプレートや代替措置メニューの見直しも必要。
- 施行前から、漏えい類型の棚卸しを進めるべき。

★POINT

判断自体を説明できる体制が求められる。

オプトアウト制度の引き締め

改正項目	内容
① 提供先確認義務（27条7項）	オプトアウト提供時、提供元は提供先第三者の氏名・住所・代表者氏名・提供先での利用目的を事前確認。名簿流通・データブローカー業務に直接影響
② 虚偽回答禁止（27条8項）	確認を求められた提供先は虚偽回答してはならない。過料10万円以下（186条1号）。先行施行対象
③ 記録義務の強化（29条1項）	第三者提供記録に、提供年月日・提供先氏名等に加え、利用目的等の確認事項も追加。確認と記録はセット
特定生体の除外（27条2項）	特定生体個人情報とはオプトアウトで提供できる個人データから除外（第4章）

★POINT

「相手を見ない流通」は認められない。提供元のみならず提供先にも真実義務が課される。

国会審議での議論 ― 本人通知の緩和とオプトアウトの監督

本人通知義務の見直し

- 「漏えい時に本人へ通知せず、ホームページ公表だけで済むようになるのではないか」との懸念が示された。
- 政府は、緩和は「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」に限定され、具体的内容は委員会規則で定めると答弁。
- 事業者が恣意的に判断するのではなく、個人情報保護委員会への報告を通じて、通知すべきか判断できる仕組みであると説明した。
- 附帯決議第10項は、代替措置が恣意的・拡大解釈されないよう、具体的対象範囲・判断基準を規則で明記することを求めている。

オプトアウト届出事業者・いわゆる闇名簿

- 附帯決議第11項は、不適切な第三者提供を防ぐための監視監督の徹底と、重大違反への緊急命令・課徴金納付命令を躊躇なく発出することを求めている。
- 提供先確認義務（27条7項）・虚偽回答の過料（186条1号）は、この監督強化と一体で理解する。

★POINT

通知省略は「規則の枠内で、委員会への報告を経て」判断する。名簿流通には緊急命令・課徴金が予告されている。

PART

9

命令体系の再設計・課徴金制度・罰則の強化

「違反しても儲かる」構造を断つ — 「出口」の中核（148条以下・176～186条）

命令体系の再設計

① 本人保護命令への拡張（148条）

- 委員会の命令が違反是正にとどまらず、本人への通知・公表その他本人の権利利益保護に必要な措置まで対象に。
- 違法な第三者提供・大規模不正利用では、どの本人に・いつ・何を通知するかまで命令対象になり得る（適用関係は附則7条）。

② 違反補助者への要請（148条の2）

- 違反行為を補助する第三者（ホスティング・クラウド・プラットフォーム・データ流通インフラ等）に、中止のための必要措置を要請できる。
- 違反主体への命令だけではインフラを通じた違反継続を止めにくい現状への対応。要請だが実務上の重みは大きい。

★POINT

命令は「やめさせる」だけでなく「本人対応・公表」まで及び、周辺インフラにも波及する。

課徴金制度の導入 ― なぜ／基本構造（148条の3～17）

なぜ導入されるのか

- 現行法では、勧告・命令後に違反を中止しても、違反で得た経済的利益をそのまま保持できる場面があり、抑止に限界。
- 直罰規定だけでは、経済的誘因のある大量・悪質な違反の抑止に必ずしも十分でない。

基本構造

- 違反を処罰する刑罰ではなく、金銭的不利益を課す行政上の措置。
- 目的は、違反から得られる経済的誘因を小さくすることで悪質な違反そのものを抑止すること。
- すべての法違反に広くかかるのではなく、剥奪すべき違法な収益が観念できる違反類型に重点化。

★POINT

課徴金は「違反しても儲かる」構造を断つ、重大違反へのピンポイントの行政措置。

課徴金の基本構造 — 行政上の措置・利得剥奪型

法的性質

- 違反行為を処罰する刑罰ではなく、金銭的不利益を課す行政上の措置。目的は、違反行為から得られる経済的誘因を小さくし、悪質な違反行為を抑止することにある。
- したがって、すべての法違反に広くかかるのではなく、剥奪すべき違法な収益が観念できる違反類型に限定される。

課徴金額の考え方

- 対象行為又は対象行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益の額を基礎とする。売上高の一定割合を課すタイプではない。
- 実務上は、どこまでが「対象行為により得た利益」かの立証・反証が最大の争点となる。

執行

- 海外事業者へは領事送達により納付命令書を送達し、国内財産があれば民事執行法等により執行。国内に財産がない場合は執行上のハードルが高いことも国会で認められた。

★POINT

利得剥奪型であるがゆえに、「違反で儲かる事業」ほど課徴金リスクが大きい。

課徴金の主な対象行為（148条の4関係）

対象行為	典型例
① 不適正利用禁止違反（19条）のうち、違法行為・不当な差別的取扱いを行うことが想定される第三者への提供等	差別・濫用に直結する第三者への提供・求めに応じた利用
② 不適正取得（20条1項違反）	偽りその他不正の手段による取得
③ 違法な第三者提供（27条1項違反）	本人同意なく個人データを第三者提供
④ 統計作成等特例違反	特例取得データを統計化せず第三者に販売／広告配信等のため目的外利用して利益を得る行為

★POINT

安全管理措置義務違反一般を広く対象とせず、違法収益が観念しやすい行為に重点を置く。

課徴金の成立要件（148条の4・5関係）

- 前提：法定の課徴金対象行為（148条の4）に当たること。

① 相当の注意を怠ったこと

- 対象行為があっても、防止のための「相当の注意を怠った者でない」と認められれば対象から除外。結果責任ではなく防止努力の欠如を要件とする。

② 本人の数が1,000人を超えること

- 少数・局所的な違反まで直ちに課徴金対象とする制度ではない。

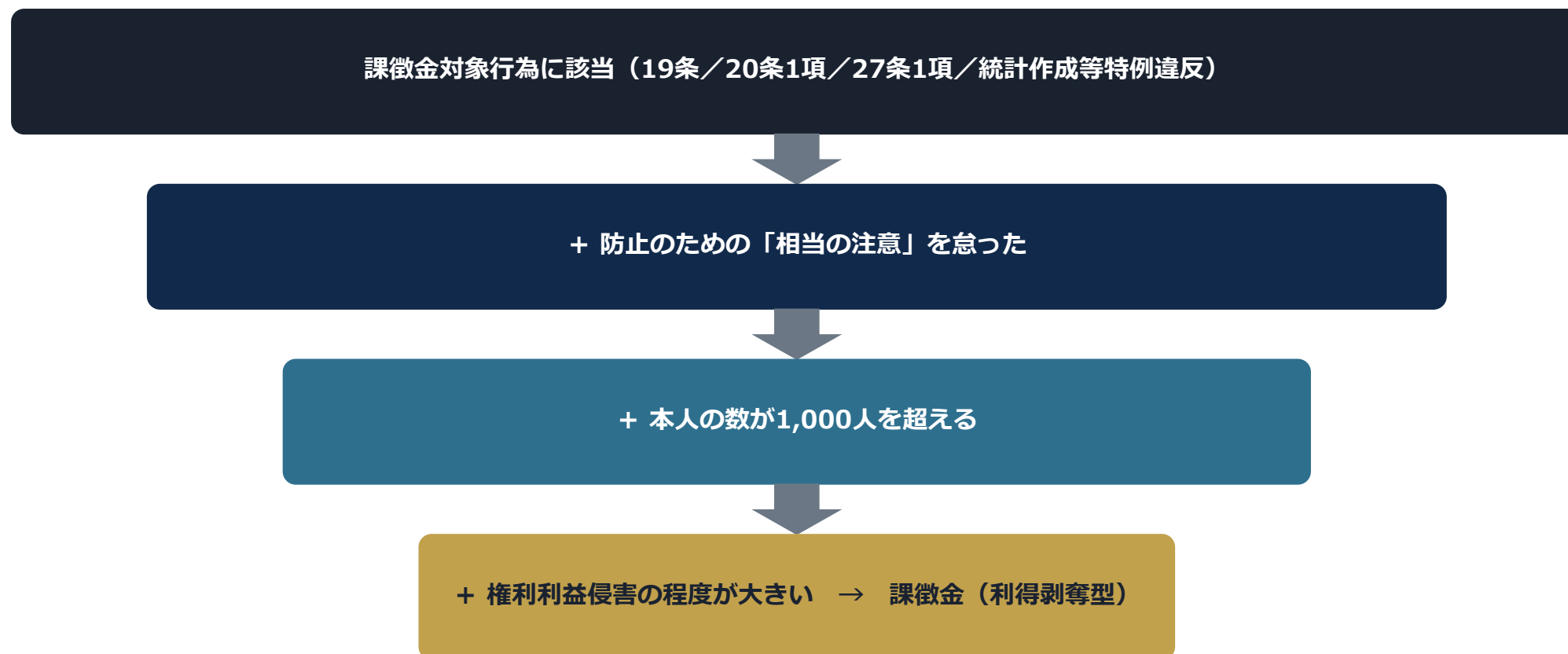
③ 権利利益侵害の程度が大きい場合に当たらないこと

- 形式的違反や軽微な侵害ではなく、権利利益侵害の程度が大きい事案に重点。
- ①対象行為該当性 ②相当の注意欠如 ③1,000人超 ④侵害重大性 の複数要件で重大事案に限定。自動的に課される制度ではない。

★POINT

帰責性・大規模性・侵害重大性で絞り込まれた制度である。

課徴金 — 成立要件の絞り込み（ファネル）



★POINT

安全管理措置違反一般が広く対象になるのではない。帰責性・大規模性・侵害重大性で重大事案に限定。

「相当の注意」の意味と課徴金額の考え方

「相当の注意を怠ったこと」（148条の5）

- 対象行為があっても、当該行為を防止するための相当の注意を尽くしていたかが問題となる。
- 審査体制・契約統制・アクセス制御・教育・監査・目的外利用防止措置が判断要素になり得る。
- 相応の防止体制を整備していたことを説明できれば、課徴金対象から外れる余地がある。

課徴金額の考え方（148条の6以下） — 利得剥奪型

- 対象行為又は対象行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益の額を基礎とする。
- 売上高の一定割合を課すタイプではなく、対象行為によって得た利益を吐き出させる構造。
- どこまでが対象行為と因果関係のある利益か、利益額をどう認定・推計するかが論点。

★POINT

課徴金は、違反の有無だけでなく防止努力の有無を見る、利得剥奪型の制度。

課徴金 ― 実務への影響

経営リスク化

- 個人情報法違反は法務・コンプラの問題にとどまらず、財務リスク・経営リスクに。重大・高リスク案件は取締役会・経営会議レベルの関与へ。

「相当の注意」を示せる体制整備

- 審査フロー・契約審査・アクセス制御・ログ管理・教育・監査・承認記録の整備。違反防止体制と説明可能性が求められる。

高リスク案件への影響

- データ販売・広告配信・送客・共同利用・委託・共同研究・AI学習/分析案件は、従来以上に慎重な事前審査が必要。
- 統計作成等特例を使う案件は、公表内容の管理・目的限定・再利用禁止・再提供禁止・委託先管理を厳格に運用。

★POINT

求められるのは「違反しないこと」に加え「防止努力を後から説明できること」。

罰則の強化（176条・178～180条・186条）

全体像

- 法定刑の引上げ、懲役から拘禁刑への整理。新類型として不正取得罪を新設。「損害を加える目的」も処罰対象に追加。公的・民間双方で同水準の強化。

① 不正提供・盗用の厳罰化（178条・179条）

- 改正前：1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金 → 改正後：3年以下の拘禁刑 or 500万円以下の罰金。
- 内部者持出し・退職者流出・委託先横流し・報復／嫌がらせ型流出も視野。

② 不正取得罪の新設（180条）

- 不正利益・加害目的で、欺き・暴行・脅迫・管理を害する行為により取得した者を処罰（1年以下の拘禁刑 or 100万円以下の罰金）。
- アクセス制御回避・認証潜脱・権限逸脱取得・フィッシング・なりすまし照会等が含まれ得る。

③ オプトアウト確認の虚偽回答に過料（186条1号） — 10万円以下。先行施行対象。

★POINT

「だまして取る」段階から処罰される。罰則は無視できない水準まで強化。

罰則の新旧比較（176条・178～180条・186条）

対象	改正前	改正後
不正提供・盗用（178条・179条）	1年以下の懲役／50万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑／500万円以下の罰金
主観的要件の拡張（178条・179条）	「不正な利益を図る目的」	「本人その他の者に損害を加える目的」も追加
不正取得罪（180条・新設）	—（独立の処罰規定なし）	1年以下の拘禁刑／100万円以下の罰金
委員会の命令違反等（176条）	懲役刑を含む規定	法定刑の引上げ・拘禁刑への整理（公的／民間で同水準）
オプトアウト確認の虚偽回答（186条1号・新設）	—（過料なし）	10万円以下の過料（公布後6か月で先行施行）

★POINT

「だまして取る」段階から処罰される。退職者・委託先経由の持出しは実刑リスクを伴う水準になる。

課徴金の「スモールスタート」と団体訴訟（148条の3以下）

野党会派の批判

- 額が低く、対象も狭い。とりわけ安全管理措置義務違反（23条）が課徴金の対象行為に含まれていない点について、参議院で日本共産党の会派から強い不満が示された。
- 漏えい等の重大な結果は多くの場合、安全管理措置の不備から生ずる。これを対象から外すことは制度の抑止力を大きく損なうのではないか。目的外利用・要配慮個人情報不正取得が対象外である点も、狭きに失する。

政府答弁

- 安全管理措置義務違反には、意図的・悪質な行為から過失的な違反まで様々な態様があり、その全てを一律に課徴金の対象とすることは、事業者に与える不利益の程度に照らして相当でない。削減されたコスト等を基礎とする課徴金額の算定も困難である。
- 初めての導入ゆえ「スモールスタート」にならざるを得ず、附則14条の3年ごと見直しを通じて水準・対象要件を検証する。

団体訴訟

- 団体による差止請求・被害回復制度は今回見送られ、既存の消費者団体制度との法的整理を継続するとされた。

★POINT

対象は「1,000人超」「権利利益侵害」等で限定される。統計作成等特例の違反も課徴金の対象となる。

国会審議での議論 — 課徴金の水準・予見可能性・執行

金額算定と抑止力

- 「違反で得た額の吐き出し」では巨大企業への抑止力にならないのではないか、との批判。参考人からは、GDPRのような売上高連動型の検討も課題として示された。
- 政府は、大きすぎる課徴金は国内企業のデータ利活用を萎縮させる可能性があり、バランスが必要と答弁。安全管理措置違反で削減されたコスト等の具体的算定が難しいことも理由とされた。

予見可能性

- 「相当の注意」は、事業規模・情報の性質・量・取扱方法等に応じて個別判断されるが、考え方をガイドライン等で示す（政府参考人答弁）。

報道・表現の自由

- 課徴金が報道・表現活動を萎縮させないよう要件を明確化し、具体的な当てはめをガイドラインで示す。報道機関が報道目的で個人情報扱う場合の適用除外は尊重される。

海外事業者への執行

- 領事送達により納付命令書を送達し、国内財産があれば民事執行法等により執行する。国内に財産がない場合は執行上のハードルが高いことも率直に認められた。委員会の人員拡充・外国当局との執行協力に対応する。

★POINT

附帯決議は、運用の透明性と実効的抑止（第12項）、団体訴訟・被害回復制度の検討継続（第13項）、委員会の人員・予算充実（第14項）を求める。

提供元の責任と課徴金（参議院・令和8年6月17日）

設例

- 提供元が、提供先から「統計作成等特例の範囲内のAI開発に用いる」との説明を受けて契約したが、提供先が実際には個人プロファイルの作成や検索可能なAIに用いていた場合、提供元も課徴金の対象となるか。

政府答弁（個人情報保護委員会事務局長）

- 個別判断としつつ、提供元が「相当の注意」を尽くしていれば、提供元の責任は認められず、課徴金の対象外となる可能性が高い。
- 他方、提供先の説明を単に鵜呑みにしただけでは、注意を払ったとはいえず、課徴金の対象となり得る。

実務対応

- 提供先の宣言（利用目的・必要データ・体制・秘匿処理能力）を書面で受領し、審査した記録を残す。
- 契約に、利用範囲の限定・監査権限・違反時の是正／解除・報告義務を置き、提供後も公表内容と実際の取扱いの整合を定期的に確認する。

★POINT

提供元の免責は「契約の文言」ではなく「審査した記録」で決まる。

PART

10

国会審議の総括と附帯決議

衆参特別委員会の総括・衆参附帯決議（各14項目）の比較分析と実務対応（成立：2026年7月10日）

衆議院の附帯決議（14項目）①

項	要点
第1項・第2項	規則等制定時の意見聴取と、政策決定過程の透明性・予見可能性の確保。GDPR等との整合に留意しつつ、AI研究・事業活動が過度に萎縮しないよう配慮すること
第3項	統計作成等につき、他情報照合による識別防止措置の確実な実施、概念の狭隘化の防止、公表を本人が容易に知り得る状態に置くこと、委員会による状況把握・情報公表
第4項	統計作成等目的の要配慮個人情報について、十分な安全管理措置及び委託先監督の徹底
第5項・第6項	高精度プロファイリング規制の在り方の継続検討。PETsの活用に係る適切なインセンティブの検討
第7項	「本人の意思に反しないことが明らか」な場合の同意不要特例につき、恣意的判断・濫用の防止と、規則における範囲・判断基準の明記

★POINT

附帯決議は、今後の委員会規則・ガイドラインの内容を先取りするうえで最も有用な資料である。

衆議院の附帯決議（14項目）②

項	要点
第8項・第9項	こどもの最善の利益の最優先考慮と教育・保育現場への周知。特定生体個人情報の周知の実効性確保と、機器周辺への掲示の徹底
第10項・第11項	漏えい時通知の代替措置の規則での明確化。オプトアウト届出事業者の監視・監督と、いわゆる闇名簿等の重大違反への緊急命令・課徴金の躊躇なき発出
第12項・第13項	課徴金運用の透明性確保と実効的抑止。団体による差止請求・被害回復制度の導入に向けた検討の継続
第14項	個人情報保護委員会の人員・予算の更なる充実
（総括）	要配慮個人情報を「生データ」のまま用いるのではなく、削除・仮名化・PETsによる処理を前提とする運用を、立法府として要請したものと理解される

★POINT

第3項・第4項・第6項は、統計作成等特例を用いる企業の実務設計に直結する。

実務への示唆 ― 委員会規則・ガイドライン整備を見据えて

① 特例の可否は「出力が個人に戻るか」で線引きされる

- 名称が「統計」「AI学習」であっても、個人向け営業・与信・選別への転用は特例の枠外であり、課徴金の対象となり得る。

② 要配慮個人情報生データのまま扱わない

- 提供・学習の前に、削除・仮名化又はPETsによる処理を行う設計を前提とする。「必要がある場合」要件を踏まえた不要項目の削除、提供元・提供先の役割分担、書面合意、公表事項の整備を準備する。

③ 課徴金は経営リスクである

- 違反時に「相当の注意」を尽くしたことを示せる内部統制・記録・委託先監督の体制整備が鍵となる。

④ 段階施行を前提とした先取り

- 公布後6か月の先行施行部分と、最大2年以内の本体施行部分を分けて準備する。

★POINT

条文の確定を待たず、附帯決議と政府答弁が示す運用方向を先取りして設計する。

令和8年改正個人情報保護法 ― 成立

2026.7.10 成立

参議院本会議で可決・成立／衆議院本会議 2026.5.26 可決

- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」は、令和8年5月26日衆議院本会議・7月10日参議院本会議で可決され、成立した。
- 個人情報保護法のほか、番号法・次世代医療基盤法にも及ぶ大型改正（いわゆる3年ごと見直しの集大成）。
- 公布日・法律番号は未確定。施行は一部を除き、公布日から2年以内の政令で定める日。
- 条番号は成立により確定した（本資料の条番号は成立法に基づく）。

★POINT

「法案」から「成立法」へ。衆参各14項目の附帯決議が、委員会規則・ガイドラインを先取りする最重要資料となる。

審議の経過 ― 成立までの採決

段階	期日	結果
閣議決定・国会提出	2026/4/7	第221回特別国会に提出
衆議院 特別委員会 可決	2026/5/21	多数で可決／附帯決議14項目
衆議院 本会議 可決	2026/5/26	多数で可決
参議院 特別委員会 可決	2026/7/8	修正案否決・原案可決／附帯決議14項目
参議院 本会議 可決・成立	2026/7/10	多数（押しボタン式）で成立

★POINT

要配慮個人情報情報を統計特例から除く修正案（立憲民主・公明・沖縄の風）は否決。原案可決＋7会派共同提案の附帯決議。

参議院の附帯決議（14項目）①

項	要点
第1項	規則等の制定は独立性を踏まえ、権利利益を最大限尊重しつつ適正な利活用との両立を図る。国民・団体等から幅広く聴取した意見を的確に反映し、透明性・予見可能性を確保
第2項	GDPR等との整合性を踏まえ、AI開発等の研究・事業活動が過度に萎縮せず、かつ統計作成等の概念が適正に解釈されるよう留意
第3項	再識別防止措置の確実な実施。AIモデル等による特定個人の識別・要配慮個人情報の推知リスクの勘案。外国企業を含む事業者の公表につき個人情報委のモニタリング・報告徴収
第4項	統計作成等目的の要配慮個人情報の取扱いを個人情報委の重点監督対象とする。病歴等は医療分野GL改正、医師等の守秘義務・生命科学／医学系研究倫理指針との関係の明確化、他法令の尊重
第5～7項	高精度プロファイリング規制の継続検討（5項）。PETsの技術動向調査研究・積極活用促進・インセンティブ検討（6項）。契約履行に必要なやむを得ない等の同意不要例外は必要最小限・規則で範囲/基準を明記（7項）

★POINT

参院決議は衆院決議の骨格を踏襲しつつ、第2・3・4・6・7項で具体化・強化している。

参議院の附帯決議（14項目）②

項	要点
第8項	こども基本法の「心身の発達の過程にあるもの」との定義を踏まえ、年齢その他の諸事情を勘案しつつ、こどもの最善の利益を最優先に考慮。柔軟な同意手法。教育・保育現場への周知徹底
第9項	特定生体個人情報本人の関与が困難で不適正取扱いのリスクが高い。周知行動の実効性確保策を検討・明示。機器周辺及び検知対象者が十分認識できる場所等への分かりやすい掲示の徹底
第10・11項	漏えい等通知の代替措置は規則で対象範囲・判断基準を明記（10項）。オプトアウト届出事業者の監視監督を徹底、闇名簿等の重大違反に緊急命令・課徴金納付命令を速やかに発出（11項）
第12・13項	課徴金運用の透明性、算定基礎の把握、将来の課徴金額の見直し・対象要件の継続的検討（12項）。団体による差止請求・被害回復制度の導入検討の継続（13項）
第14項	個人情報保護委員会の人員・予算の更なる充実

★POINT

第9項（掲示場所）・第12項（将来の見直し）が参院の強化点。第13項の団体訴訟は次期改正の主要論点として残る。

衆参附帯決議の比較 ― 骨格は共通、参院で具体化

論点	衆議院	参議院の追加・強化点
意見反映（1項）	関係者から聴取し透明性・予見可能性を確保	「幅広く聴取した意見を的確に反映」と表現を強化
統計の解釈（2・3項）	再識別防止措置・概念の狭隘化の防止	AIモデル等による識別・要配慮の推知リスクの勘案を明記
公表・監督（3項）	個人情報による状況把握・情報公表	外国企業を含む事業者のモニタリング・報告徴収を明記
要配慮（4項）	安全管理措置・委託先監督の徹底	重点監督化、医療分野GL改正、守秘義務・研究倫理指針との関係明確化、他法令の尊重
PETs（6項）	インセンティブの在り方の検討	技術動向の調査研究・事業者による積極活用促進を追加
同意不要の例外（7項）	範囲・判断基準の明記	「契約履行に必要なやむを得ない場合」を明示、必要最小限を明記
こども（8項）	最善の利益の最優先・柔軟な同意	「年齢その他の諸事情」の勘案を追加
特定生体（9項）	機器周辺への掲示	検知対象者が十分認識できる場所等への掲示を追加
課徴金（12項）	運用の透明性	将来の課徴金額の見直し・対象要件の継続検討を明記

★POINT 二院目・審議終盤ほど論点が積み上がる。参院決議は「宿題リスト」の完成形として、下位法令（規則・GL）を予告する。

衆参附帯決議の分析 ― 実務上重要な3点

① AIモデルによる推知リスクの明文化（参院第3項）

- 「基盤モデルの学習は匿名化ではない」との参考人指摘を受け、入力データの削除・仮名化にとどまらず、モデル出力からの再識別・推知可能性の検証を安全管理措置の一部として位置付ける必要がある。

② 要配慮個人情報の「重点監督」化と医療分野の別扱い（参院第4項）

- 要配慮を統計特例から除く修正案が否決された一方、法文で落とした歯止めを決議＋規則・ガイドラインに委ねる立法技術。医療・ヘルスケア・研究機関はガイドライン改正が最重要論点となる。

③ 見送られた制度の将来検討の明記

- プロファイリング規制（両院5項）・課徴金の対象/水準（参院12項）・団体差止/被害回復（両院13項）は、附則14条の3年ごと見直しに向けた継続検討課題として残る。

★POINT

参院決議は「宿題リスト」の完成形。委員会規則・ガイドラインの整備動向とパブリックコメントを注視する。

APPENDIX

4

新設定義用語の総整理

連絡可能個人関連情報／特定生体個人情報／提供統計作成等用個人情報等・個人データ等（Q&A準拠・成立版）

4つの新設定義用語 — 全体像と相互関係

① 連絡可能個人関連情報（第2条第8項・第31条の2）

- 個人関連情報のうち、特定の個人に連絡・接触できる記述等を含むもの。保護法益を「識別」から「接触・働きかけ」へ拡張し、不適正利用・不正取得を禁止する。

② 特定生体個人情報（第16条第5項ほか）

- 本人が気づきにくく容易に取得される身体特徴の符号（中心＝顔特徴データ）を含む個人情報。要配慮とは別建てで、周知・オプトアウト提供禁止・利用停止等請求で規律する。

③ 提供統計作成等用個人情報等（第30条の2）

- 統計作成等特例で本人同意なく提供された個人情報を、受領者（特例個人情報受領者）が保有・取り扱う場合の当該情報（複製・加工を含む）。

④ 提供統計作成等用個人データ等（第31条の3）

- 個人関連情報の統計作成等特例で提供され、受領者が個人データとして取得した情報。③の個人関連情報版。

★POINT

①②は保護対象（入口）の拡張、③④は統計作成等特例（出口の利活用ルート）で発生する受領者側の概念。

連絡可能個人関連情報（第2条第8項・第31条の2）

主な規律	個人情報	連絡可能個人関連情報	一般の個人関連情報
不適正な利用の禁止	○（19条）	○（31条の2①）	×
不正な取得の禁止	○（20条1項）	○（31条の2②）	×
第三者提供に関する規律	○（27条～）	△（31条＝確認）	△（31条）
利用目的による制限	○（17・18条）	×	×
漏えい等の報告・本人通知	○（26条）	×	×
開示・訂正・利用停止等	○（33～40条）	×	×

★POINT

「識別」ではなく「到達（連絡・接触）可能性」に着目。ID・ハッシュ・Cookieは変換表・突合可能性の検証なしに「対象外」と整理できない。31条の2違反は課徴金の直接対象外（実質個人情報なら対象化）。

特定生体個人情報（第16条5項・21条の2・27条2項・35条7項8項）

主な規律	通常の個人情報	特定生体個人情報	要配慮個人情報
取扱時の周知義務	×	○（21条の2）	×
取得時の本人同意	×	×	○（20条2項）
オプトアウト第三者提供	○（可）	×	×
要件を問わない利用停止等請求	×	○（35条7・8項）	×

★POINT

三本柱＝①周知義務（21条の2）②オプトアウト提供の禁止（27条2項）③違法要件を問わない利用停止等請求（35条7・8項）。要配慮とは別建て（取得同意型ではない）。揭示は附帯決議第9項＝機器周辺＋検知対象者が認識できる場所。

提供統計作成等用個人情報等（第30条の2）

受領者の義務	内容	根拠
継続公表	公表事項（提供元・提供先の名称、統計作成等の内容等）を取扱期間中は継続公表、変更は原則事前公表	6～8項
目的外利用の禁止	公表された統計作成等を行うために必要な範囲を超える取扱いの禁止（18条にかかわらず）	9項
再提供の制限	原則として第三者提供禁止（同じ特例ルート・法定例外を除く）	10・11項
安全管理措置等の準用	23～25条・29条を準用。外国にある第三者への提供時の措置	13・14項

★POINT

特例で無同意提供された個人情報（複製・加工含む）を受領者が保有する場合の概念（30条の2第6項）。要配慮も対象となり得る。目的外利用（9項）・違法再提供（10・11項）は課徴金対象（148条の3第1項4号・5号）。

提供統計作成等用個人データ等（第31条の3） — 個人関連情報版

① 位置付け

- 個人関連情報の統計作成等特例（31条の3第1項）で提供され、受領者が個人データとして取得した情報（複製・加工を含む）。
「提供統計作成等用個人情報等」（30条の2）の個人関連情報版。

② 「抜け穴」封じ

- 「個人データにしなければ自由に流通できる」という理解を封じる。個人データでない段階（個人関連情報・加工途中）にも規律が及ぶ。

③ 受領者の義務（個人情報ルートと並行）

- 継続公表（2～4項）／目的外利用の禁止（5項）／再提供の制限（個人データ＝6項・個人データでないもの＝7項）／安全管理措置等の準用（9・10項）。

④ 課徴金

- 目的外利用（5項）・違法再提供（6・7項）は課徴金対象（148条の3第1項4号・5号）。Cookie・広告ID等の送客・マーケティングは経営リスクとして管理。

★POINT

個人データでない段階の再提供も原則禁止。「個人データにしていないから自由」という整理は成り立たない。

統計作成等特例の2ルート比較と「課徴金の当たり方」

観点	個人情報ルート（30条の2）	個人関連情報ルート（31条の3）
出発点の情報	個人情報（要配慮を含み得る）	個人関連情報（Cookie・広告ID等）
外す規律	第18条・第27条第1項（本人同意）	第31条第1項（確認義務）
受領後の名称	提供統計作成等用個人情報等	提供統計作成等用個人データ等
受領者の義務	継続公表・目的外禁止・再提供制限・安全管理	同左（ほぼ並行）
課徴金	目的外利用・違法再提供が対象	目的外利用・違法再提供が対象

★POINT

〔課徴金 非対象〕連絡可能31条の2・特定生体の周知/停止義務。〔対象〕統計特例の目的外利用・違法再提供、無同意の違法な第三者提供。統計特例は「規律の緩和」ではなく高透明・高拘束＋課徴金執行のルート。

PART

11

附則・施行スケジュール・実務対応

6か月先行組と本体組を分けて、棚卸しから先行的に着手する

施行期日・経過措置・3年ごとに見直し

施行期日

- 原則施行（附則1条本文）：公布の日から2年を超えない範囲で政令指定。
- 先行施行（附則1条3号）：罰則関係等の一部は公布後6か月。公布日施行（附則13・16条）・特別施行（附則17条）の部分もあり。

経過措置（みなし規定）

- 特定生体個人情報（附則4条）／16歳未満（附則5・6条）／命令の適用関係（附則7条）／課徴金（附則8条）／番号法・次世代医療基盤法（附則9～12条）。
- 他方、委託規律には個別みなし規定がなく、既存契約の棚卸しが必要。

3年ごとに見直し（附則14条）

- 施行後3年ごとに検討。国際動向・情報通信技術の進展・新産業の状況等を勘案。AI・子ども保護・生体情報・課徴金運用が今後の主要テーマ。
- みなし規定があっても、新法水準を満たすかの再評価が必要。「6か月組」と「本体組」を分けて準備する。

★POINT

今回の改正で終わりではなく、継続的見直しが前提である。

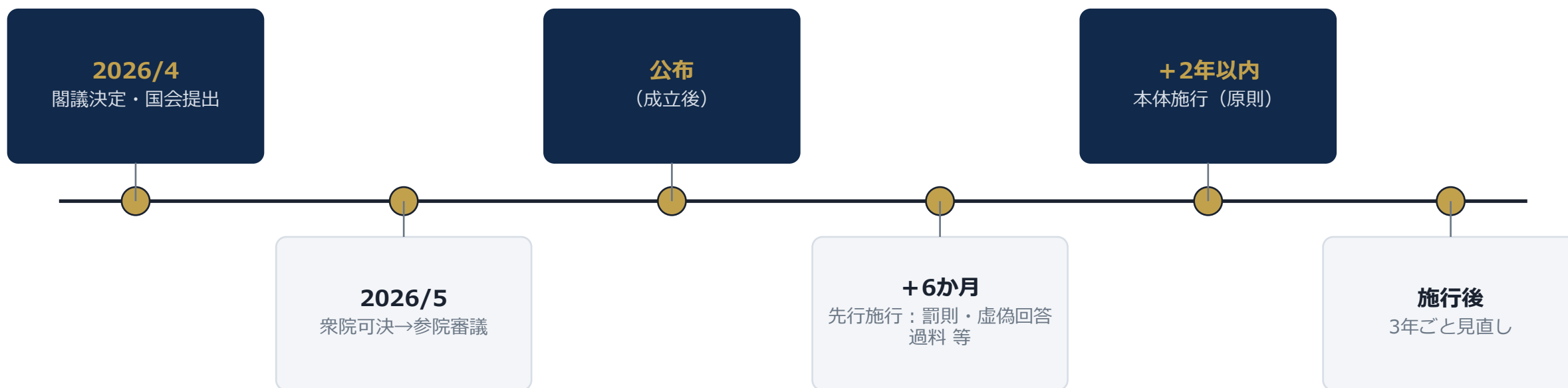
経過措置（みなし規定）一覧 — 附則4条～12条

附則	対象	内容
4条	特定生体個人情報	施行前の通知・同意が新法相当なら、みなし規定あり
5条・6条	16歳未満の者	施行前の本人同意・本人通知を、法定代理人の同意・通知とみなす場合あり
7条	命令	本人保護命令（148条）の適用関係
8条	課徴金	課徴金の適用関係（施行前の行為には及ばない）
9条～12条	番号法・次世代医療基盤法	同趣旨の規律と経過措置
（規定なし）	委託規律（30条の3・58条の2）	個別のみなし規定がなく、既存の委託契約の棚卸しが必要

★POINT

みなし規定があっても、新法水準を満たすかの再評価が必要。委託契約には猶予がない。

施行スケジュール（イメージ）



★POINT

段階施行。罰則関係等は公布後6か月で先行。「6か月組」と「本体組」を分けて準備する。

優先的に棚卸すべき6領域

領域	点検の視点
AI開発・分析・統計処理案件	統計作成等に乗るか／取得特例・公表・目的外利用禁止・再提供禁止
顔認証・映像分析・生体認証	周知（21条の2）／オプトアウト禁止／停止請求対応
子ども向け又は16歳未満を含み得るサービス	法定代理人対応／年齢把握／最善の利益
オプトアウト提供・営業リスト・周辺データ流通	提供先確認・記録（27条7・8項・29条）／連絡可能個人関連情報
受託処理・クラウド・BPO・分析委託	30条の3／58条の2／クラウド例外の前提維持
違反による利益が事業収益に直結し得る事業	課徴金リスク／相当の注意を示せる体制

★POINT

まずは棚卸しと可視化から始める。どの改正条項・経過措置の影響を受けるかを類型別に可視化する。

契約・ポリシー見直し / 組織体制整備

契約・外部公表文書の見直し（一体で行う）

- 委託契約：取扱方法決定者・二次利用条項・再委託・事故報告・監査権限。
- 共同研究契約：目的・共同性・成果物・利用範囲・再提供禁止。
- データ提供契約：オプトアウト確認・記録、統計作成等特例該当性。
- 利用規約・プラポリ：子ども向け説明・生体情報揭示・漏えい通知判断基準。

組織体制整備

- 法務・情報セキュリティ・事業部門・広報・顧客対応・経営陣の連携体制。
- 停止請求・本人通知命令・課徴金リスクに即応できる体制。インシデント対応フローへの通知要否評価の組み込み。
- 取締役会・経営会議への定期報告ルート。個人情報コンプラは経営テーマ。
- 法案成立を待ってからでは遅い。棚卸し → 取得経路 → 文書 → 体制 の順で先行的に見直す。特に6か月先行施行部分を優先。

★POINT

今回の対応は、継続的なデータガバナンスの出発点である。

国会審議での議論 ― 施行後の検証と3年ごと見直し

施行後の検証

- 政府は、統計作成等特例に基づく公表の件数、委員会による指導・勧告・命令等の件数などをパラメータとして、施行後の制度の機能状況を見ていく必要があると答弁した。
- 委員会には、統計作成等特例の運用状況の把握と必要な情報公表が求められる（附帯決議第3項）。

3年ごと見直し（附則14条）の主要論点

- 課徴金の水準・対象要件（とりわけ安全管理措置義務違反を対象に含めるか）。
- 高精度プロファイリング規制の在り方（附帯決議第5項）。
- 団体による差止請求・被害回復制度の導入（附帯決議第13項）。
- PETsの活用に係るインセンティブ設計（附帯決議第6項）。
- 改正法の施行は、次の改正サイクルの起点でもある。運用データの蓄積が次期見直しの材料となる。

★POINT

「今回で終わり」ではない。施行後の運用実績が、次の課徴金・プロファイリング規制の議論を決める。

ガイドライン・相談体制をめぐる議論（参議院）

委員の問題意識

- 統計作成等特例や課徴金の要件は、法律だけでは分かりにくい。スタートアップ・中小事業者が萎縮しないよう、具体例・チェックリスト・相談体制が必要ではないか。

政府答弁

- スタートアップを含む多様なステークホルダーから意見を聴き、身近な事例を踏まえた分かりやすいガイドラインとする（委員会事務局長）。
- PPCビジネスサポートデスク等の相談窓口も活用する。
- 安全管理措置の内容や技術的手法をガイドラインに例示し、チェックリストも有効であるため採用したい（担当大臣）。

実務

- ガイドラインの公表を待つのではなく、附帯決議と政府答弁が示す方向でチェックリストを内製し、規則・ガイドライン公表後に差分修正する。

★POINT

予見可能性はガイドラインで補う建付け。パブリックコメント段階からの関与が有効である。

正誤問題 — 設問①（1～10）

1. 令和8年改正は「入口を開け、出口を強くする」方向の改正である。
2. 連絡可能個人関連情報は、識別可能性ではなく接触可能性に着目する。
3. 住所・電話番号・メールアドレスは連絡可能個人関連情報になり得る。
4. 統計作成等とは、大量データから個人別スコアを作成する行為をいう。
5. 統計作成等に該当すれば、その後の利用はあらゆる用途に自由化される。
6. 取得特例により、現に公開された要配慮個人情報も同意なく取得し得る。
7. 取得特例の成立には、目的限定・現に公開・事前公表の三要素が必要。
8. 非公開DBから取得した要配慮個人情報も、取得特例の対象となる。
9. 統計作成等目的の第三者提供特例では、本人同意が必要である。
10. 委託（27条5項1号）では、提供先は「第三者」に該当しない。

★POINT

各文が正しいければ ○、誤っていれば × を判定。解答・解説は次のスライド。

正誤問題 一 設問②（11～20）

- 11. 特例提供（30条の2）では、委託先監督義務（25条）はかからない。
- 12. 特例で受領した情報は、同じ特例で別の第三者へ再提供できる。
- 13. 統計作成等の越境提供は、28条の本人同意ルートでのみ可能である。
- 14. 特定生体個人情報の典型は、顔特徴データである。
- 15. 特定生体個人情報は、オプトアウトによる第三者提供ができる。
- 16. 「相当の理由」の追加で、同意取得が困難でなくても例外があり得る。
- 17. 委託先の範囲外利用禁止は、改正で委託先固有の直接義務となる（30条の3）。
- 18. 16歳未満の本人関与場面では、原則として法定代理人に読み替える（40条の2）。
- 19. 課徴金は、すべての個情法違反に一律に課される。
- 20. 課徴金は売上高比例でなく、違反で得た利益を吐き出させる利得剥奪型である。

★POINT

各文が正しいければ ○、誤っていれば × を判定。解答・解説は次のスライド。

正誤問題 — 設問③（21～25／国会審議）

- 21. 統計作成等特例は、公開されていない要配慮個人情報に本人同意なく提供する余地を認めるものではない。
- 22. 改正法案は、要配慮個人情報の提供前に氏名等を削除することを、法律上の一律の要件としている。
- 23. 統計作成等特例に基づく第三者提供であれば、医師の守秘義務違反の違法性は当然に阻却される。
- 24. 課徴金の対象行為には、安全管理措置義務違反（23条）は含まれていない。
- 25. 衆議院の附帯決議は、PETsの活用に係る適切なインセンティブの検討を求めている。
- ○×で答えたうえで、×の場合は理由を一言で述べること。

★POINT

国会審議で確認された「射程」と「歯止め」を、条文の理解と結び付けて確認する。

正誤問題 — 解答・解説①（1～10）

1. ○ 利活用拡大（入口）と規律・制裁強化（出口）のセット。
2. ○ 「誰か」より「どう到達できるか」に着目（2条8項）。
3. ○ 2条8項の対象記述（オンライン識別子等も）。
4. × 個人別スコアは「個人に関する情報」で対象外。
5. × 公表・目的限定・再提供禁止等の出口規律が伴う。
6. ○ 30条の2第1項（公開要配慮個人情報取得の特例）。
7. ○ 目的限定＋現に公開＋事前公表の三要素。
8. × 「現に公開」が要件。非公開ルートからの取得は対象外。
9. × 同意不要。双方公表＋書面合意が要件（5項）。
10. ○ 委託先は第三者に該当しない（監督義務25条あり）。

★POINT

○ = 正、× = 誤。×の文は条文・要件の理解を再確認する。

正誤問題 一 解答・解説②（11～20）

- 11. ○ 特例＝第三者提供。25条の監督義務はかからない。
- 12. × 再提供・連鎖は原則禁止（5項但書・10・11項）。
- 13. × 基準適合体制＋相当措置の継続確保＋公表（13項。28条3項不適用）。
- 14. ○ 顔特徴データが中心（16条5項）。
- 15. × オプトアウト提供から除外（27条2項）。
- 16. ○ 「相当の理由」の追加（18条3項等）。
- 17. ○ 30条の3（委託先固有の直接義務として明確化）。
- 18. ○ 40条の2（本人関与場面で法定代理人へ読替え）。
- 19. × 対象行為・相当の注意欠如・1,000人超・侵害重大に限定。
- 20. ○ 利得剥奪型（148条の6以下）。経営リスク化。

★POINT

○＝正、×＝誤。×の文は条文・要件の理解を再確認する。

正誤問題 一 解答・解説③（21～25）

- 21. × 提供特例（30条の2第5項・31条の3）では、非公開の要配慮個人情報も対象となり得る（政府答弁）。取得特例（1項）が「現に公開」に限られる点と混同しない。
- 22. × 一律の事前削除・仮名化は要件としない。もっとも「必要がある場合」要件により、明らかに不要な項目の削除が提供元・提供先の双方に求められる。
- 23. × 直ちに違法性が阻却されるわけではなく、行為の相当性等を総合考慮して判断される（厚労省答弁）。法定要件の充足は相当性を肯定する一要素。
- 24. ○ 安全管理措置義務違反は対象外。参議院で強い批判があり、附則14条の3年ごと見直しの主要論点となる見込み。
- 25. ○ 附帯決議第6項。第3項（識別防止措置）・第4項（安全管理措置・委託先監督）とあわせて押さえる。

★POINT

「特例で何ができ、何ができないか」を、政府答弁のレベルまで具体的に説明できることが到達点。

■ CONTACT

お問い合わせ

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021（代表） ／ FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

※本資料は2026年4月7日閣議決定法案及び国会審議に基づく分析であり、一般的な情報提供を目的とするものです。
今後の委員会規則・ガイドライン等の整備状況を適宜ご確認ください。